

学説彙纂第50巻第16章邦訳

栗辻 悠

I はじめに

ユスティニアヌス帝の『学説彙纂 Digesta』は、現在に伝わる古代ローマの法文史料の中で質・量ともに比肩するものがない作品である。本誌の対象とするローマ法研究におけるその重要性については、ここで筆者が改めて述べる必要などあるはずもない。しかしながら、専門の研究者を除いた日本人がその内容を親しく知ることは、実のところ現状において容易ではない。もちろん時空間を遥かに隔てた世界の法のことであり、しかも洗練され高度でもあるとしばしば評されるその内容からすれば、それは当然の事態であるとも言える。しかしここで特に指摘しておきたいのは、それ以前の問題としての言語の障壁である。

詳細は別稿に譲るが、日本でローマ法が本格的に学ばれるようになって以降の約150年の間に、学説彙纂の全50巻のうち、7巻に当たる35巻について全訳が登場している。しかし残りの15巻（5、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、40、48、49、50の各巻）については部分訳のみが発表されているか、あるいは書籍・論文等に個別法文の邦訳が断片的に掲載されるにとどまっている¹。原文が専らラテン語という、少なくとも日本においては本格的に学ばれることの稀な言語で記され

¹ 2010年までの邦訳の状況としては、Webサイト「日本民法典の基礎としてのローマ法文に関する研究」（代表：赤松秀岳）

http://cuiacu.yukihotaru.com/daigaku/public_html/における一覧を参照（いくつかの欠落は存する）。

ていることからして、邦訳がこのように欠落している状況は、法文それ自体へのアクセスを困難なものにしていると思われる。また全訳が存在する巻についても、それが必ずしも積極的に活用されていない場合もある。

専門の研究者にとっては「ラテン語は読めて当然」である一方で、いざ正確な邦訳となると欧語訳に比べても大きな困難を伴うことから、ローマ法文の邦訳という事業が進展しづらいものであるのは確かである。しかしローマ法という学問領域を取り巻く昨今の諸事情に鑑みると、法文史料それ自体が遺しているローマ法の姿を可能な限り多くの読者に伝えようとすることは、ますます重要になってきているのではなかろうか。

本稿が邦訳の対象とする学説彙纂第50巻第16章は、「言葉の意味について *de verborum significatione*」と題される章であり、次の第17章「古の各種の法範について」とともに、学説彙纂の掉尾を飾る特徴的な2章であると評する（両章には、学説彙纂の他の章におけるような法領域的な限定がない）。その具体的な内容としては、ローマ法の様々な分野にまたがる各種の語句の用法について、法学者が多彩な説明を加える章となっている。

一般に定義を重んじる学問という印象が強い「法学」において、そこで用いられる語句の説明を専らとするその内容から、本章はときにローマ法学における「定義集」と形容されることがある。しかし本章で示される様々な「言葉の意味」の説明は、内容に過不足がなく等号で結べるような言い換えという意味での、現代の立法や法

学におけるような「定義」では必ずしもない²。そのためか、各法文間の内容的な重複や齟齬さえもときに見られるように思われる。現代の法学者の感覚としてはおそらく、本章で試みられている語句説明の多くは、むしろ何らかの具体的な文脈（例えば実質的な立法及びその註解、判決や決定、法律相談への助言及び解答、教室設例の検討など）の中で行われた、言葉の意味にまつわる多様な解釈作業の集積物であると感じられるのではないか。そこでは語源に遡るような語義の解釈ももちろん行われてはいるが³、拡張解釈や制限解

² 有名な「市民法における全ての定義 *definitio* は危険である」（学説彙纂第50巻第17章第202法文（ヤウォレヌス））が想起されるところである（なお実のところ、この法文における *definitio* を安易に「定義」と訳すこと自体に問題がある）。ただし、現代の法学者にとっても定義と呼んでよさそうなものが、第50巻第16章に全く欠けているわけではない。例えば第10法文（ウルピアヌス）における債権者 *creditores* という語の説明を参照。

³ こちらについてはむしろ、紀元後2世紀の文法家の名を冠し、本章と（ほぼ）同じ題名で伝わっている、フェストゥス『言葉の意味について』（W. M. Lindsay (ed.), *Sexti Pompei Festi de verborum significatione quae supersunt cum Pauli epitome*, Leipzig, 1913）が多くの記事を擁する（以下、本稿における引用はこの Lindsay 版による）。本稿でも、特に関係が深いと考えられる記事を脚註においていくつか紹介している。ただしこの著作についてはその伝承過程に様々な不明点及び問題点があり、本稿における検討の精度では、あくまで一つの参考に供するという域を出ることはできない。この著作の史料としての性質について詳細には、本誌本号にて書評が掲載されている毛利晶『一つの市

釈に当たるような、法的な文脈に応じた「言葉の意味の操作」と呼べるような諸法文も存在感が大きい。また文脈によって意味が大きく変わる多義的な語の用法や、文脈に応じて使い分けられる類語のグループについても、多様な事案に対して常に言葉による解決策を求められるという法学に特徴的な観点から、臨機応変の処理がなされているように思われる。

以上のように法に関する言葉の問題を正面から扱った本章の内容は、それにふさわしいことにとりわけ人文主義法学の時代に注目を浴び、本章の註解書や関連する著作が少なからず著されている⁴。

民権と二つの祖国：ローマ共和政下イタリアの市民たち』(京都大学学術出版会、2022年)第1部第1章第1節が日本語のものとして参考になる。また、この著作のテキストの問題及び研究史を知る上で必携と言えるであろうごく最近の研究が、Alessia Di Marco, *Per la nuova edizione del "De verborum significatione" di Festo: studi sulla tradizione e "specimen" di testo critico (lettera O)*, Hildesheim, 2021 である(副題の通り、一部の記事につき新しい校訂とイタリア語訳も付されている)。

⁴ 本章への註解を含む著作の代表的なものとして、アルチャートの全集所収の Andrea Alciatus, *De verborum significatione*, in: *Opera omnia*, Tom. I, Basel 1557-1558, Frankfurt am Main, 2004 を挙げておく。この著作のうち本章への註解 *commentaria* の部分 (col. 123 以下) は、特に原文の意味が取りにくかった部分を中心として、ごく簡単にではあるが本稿の脚註でも何度か参照した。また、元の版である 1557/8 年バーゼル版第1巻はネットで閲覧可能のようである (URL は <http://biblioteca.galiciiana.gal/en/consulta/registro.do?id=8652>)。なお本章

当然ながら依拠するテキストに異同があるとはいえ、当時の法学者の豊富な知識に裏打ちされた註解は今なお、邦訳においても有益な情報を提供してくれる。しかしそのような貴重な財産が遺されている一方で、近現代における本章をめぐる研究状況は、例えば隣り合う第50巻第17章を題材にするものと比べても、盛んであるとは言い難い。

日本において本章についてのもっともまとまった業績であり、少なからぬ法文の邦訳も掲載する柴田光蔵「ローマ法学者のコモンセンス」⁵に述べられていることであるが、本章が見ようによっては『学説彙纂』の中で最も面白くないものであるという事情が、その状況の背景にあるかもしれない⁶。本章の記述は体系立っているとは言い難いうえに（これについてはもちろん本章に限った話ではないが）、本章それ自体の中でさえ重複する内容も少なくない雑駁な説明の寄せ集めのようにも見え、また内容的にも（例えば第17章のように）それ自体が一般的な法規範として必ずしも興味深いわけでもないからである。

柴田論文も、また欧語による近年のいくつかの関係論文も⁷、法学

への註解の部分は、ブラウザ上では242頁以下となっている。

⁵ 初出は、柴田光蔵「ローマ法学者のコモンセンス」『京都大学法学部創立百周年記念論文集 第1巻 基礎法学・政治学』京都大学法学部百周年記念論文集刊行委員会編・有斐閣、1999年。現在では、ROMAHOPEDIA ([D] 部門) URL: <http://hdl.handle.net/2433/175506>、2013年に収録されている。本稿では後者から引用する。

⁶ 同D-39頁。

⁷ 例えば、M. Marrone, Le "significationes" di D. 50. 16 (<<De verborum

者著作の引用構造の分析や内容的観点からの法文の分類などを通じて、この雑然とした章を何らかの枠組みによって整理しなおし、その全体像の理解のための基軸を与え、本章の積極的な「意味 significationes」を知らしめようと努めているところでもある。それでも実際のところ、華やかかなりし人文主義法学の時代とはラテン語それ自体をめぐる学問環境が大きく異なる現代では、労力に見合わない対象であると感じられてしまうところは否めないであろう。

しかし以上のような難点にも関わらず、本章がローマ法文の邦訳作業において大きな重要性を持つということは、むしろ動かせない事実であるとさえ言えよう。通常の辞書に落とし込まれているラテン語の知識からは辿り着くことが困難であるような、ローマ法の世界における語句の特有の用法を、専らローマの法学者自身の言葉によって（この点が、ローマ法文に特化した辞書類とも異なる）、本章を通じて具体的に数多く知ることができるからである。

今回の邦訳作業を通して得た印象では、おそらくこの第50巻第16章は学説彙纂の全訳作業の中で最初に試訳し、かつ最後に再訳すべきような章である。最初に試訳すべきであるというのは、この章において説明を加えられている語が数多く（法文数だけで246

significatione>>), *Studia et documenta historiae et iuris*, 60, 1994, pp. 583-596; Id., *Nuove osservazioni su D. 50. 16. "De verborum significatione"*, *Seminarios complutenses de derecho romano: revista complutense de derecho romano y tradición romanística*, 7, 1995, pp. 169-190; D. Conso, *De verborum significatione: la reflexion des jurisconsultes romains sur le sens et la signification, dans le titre 16 du livre 50 du Digeste*, in: M. Baratin et C. Moussy (eds.), *Conceptions latines du sens et de la signification*, 1999, pp. 195-209 などが挙げられる。

を数える)、またその内容も多様な分野に共通する基礎的なものを少なからず含むことから、それを十分に認識しないままに他の章を訳してしまうと、本来は防げたレベルの誤訳に各所で陥る懸念があるからである。他方で最後に再訳すべきであるというのは、この章における少なくない数の法文が、その本来の文脈から全く切り離されて収録されているために、それぞれの分野の深い理解なくしては真に正確な翻訳に到達しにくくなっていることによる。学説彙纂全体にわたる専門知識に基づいた各巻の邦訳の積み重ねをバックグラウンドとすることで、この章の邦訳は数段優れたものとなろう。

以上のように述べておきながら本邦訳は、最初でも最後でもない中途半端なタイミングで世に問われるものではある。しかし邦訳の営み全体が必ずしも順調ではない現在地点において、あくまで前者の類に属する試訳として受け取られることで、様々な角度からの建設的な批判や指摘を得て、後者のレベルに今後少しずつでも近づけることを念願している。

II 本邦訳の採用する諸方針について

本邦訳は底本としていわゆるモムゼン大版 (Th. Mommsen (ed.), *Digesta Iustiniani Augusti*, 2 vols., Berlin, 1868/1870) を用い、異読等については必要に応じて註記する。なお学説彙纂の標準的な欧語訳及び柴田論文等に掲載されている個別法文の邦訳はもちろんのことであるが、第50巻第16章についてはメキシコにおけるこの章単体のスペイン語訳 (Irigoyen Troconis and Martha Patricia, *Sobre el significado de las palabras (Digesto 50.16)*, México, 1997 (ネットで閲覧可能)) が存在するため、そちらも適宜参照した。

原文のラテン語は、定型文言の類も含めて原則として全て邦訳する（カタカナ転記に留まった語も少数存在するが、それについては対応する脚註で説明を加える。なお、カタカナ表記において母音の長短は原則として表現しない）。その上で以下の場合及び文脈上必要と考えられるその他の場合においては、ラテン語を邦訳の直後に併記する。

1. 原文に引用符が用いられている場合。なおこの場合、引用符をカギ括弧で表記したうえで、その内部にラテン語を併記する。
2. 同一法文内に類語が登場するために、ラテン語を併記しなければ理解が難しい場合。
3. ラテン語の語形に基づく語源論が展開されている場合。

またいくつかの法文においてギリシア語が用いられるが、それが文中のラテン語と対比するために単なる類語として持ち出される場合には、それを個別に邦訳する意義が小さいため、単にカタカナ表記してギリシア語を直後に併記する。単語ではなく文章が引用されている場合には、その全体につき邦訳し、必要に応じてギリシア語を直後に併記する。

脚註については、上記の通りあくまで本邦訳は第一段階の試訳と位置づけられること及び分量的な問題から、各法文の詳細な歴史的・法的背景には原則として踏み込まないものとする⁸。本章全体を

⁸ 本章の内容理解に役立つ教科書レベルの内容については、日本語では依然として船田享二『ローマ法』5巻本（岩波書店）の説明が最も網羅的であろう。実のところ本章については、上掲の柴田論文と並ん

統一的に理解するための基礎的情報として、内容が重複していたり類似していたりする法文について註記することを中心とした（以下、単に法文番号（及び項）だけを指示している場合は、本章の法文を示す）。ただ、そのままでは試訳レベルの理解でさえも困難な法文については、内容説明的な註記を行った場合もある。

でこの本が多くの邦訳を随所に掲載しており、各法文の法的な位置づけを知る上でも助けとなる。

第50巻第16章 言葉の意味について *de verborum significatione*

第1法文 ウルピアヌス 告示註解第1巻

「もし何びとかが *si quis*」というこの文言には、複数の男性も複数の女性も包含される。

第2法文 パウルス 告示註解第1巻

首項：「都市 *urbs*」という呼称は市壁によって定められるものであるが、「ローマ *Roma*」という呼称はより広域にわたるものであり、建築物の連なりによって定められる⁹。**第1項：**「各日の主要部分 *cuiusque diei maior pars*」とは、日中の第7時より前の側のことであって、日没の側のことではない。

第3法文 ウルピアヌス 告示註解第2巻

首項：「行程については、各日につき20000パススと計上されるべきこと *Itinere faciendo viginti milia passuum in dies singulos peragenda*」という表現は、この計算の結果として20000未満しか残っていない場合、丸一日を要するというように受け取られるべきである。例えば21000パススの距離がある場合、それには2日が割り当てられる。この計算がそのように為されるべきであるのは、日について合意がない場合に限られる。**第1項：**敵のもとで死亡した者については、相続とは言われえない。奴隷として死亡し

⁹ 第87法文（マルケッルス）、第139法文首項（ウルピアヌス）、第154法文（マケル）でも同様に扱われている。ローマの範囲をめぐる複数の論者の共通認識が注目される。なお類似の趣旨を含む法文としては、第147法文（クレメンティウス）も参照。

たからである。

第4法文 パウルス 告示註解第1巻

「名 *nomen*」という呼称によって、物 *res* が意味されるとプロクルスは述べる¹⁰。

第5法文 パウルス 告示註解第2巻

首項:「物 *res*」という呼称は「財 *pecunia*」よりも広い。というのも、前者が我々の財産 *patrimonium* に数えられるもの以外をも含んでいるのに対して、財 *pecunia* の意味は財産中にあるものに関連付けられているからである¹¹。第1項:「賃約された仕事により *Opere locato conducto*」というこの言葉によって、ギリシア人がアポテレズマ *ἀποτέλεσμα* と称する仕事 *opus* が指し示されるのであって、エルゴン *ἔργον* が指し示されるのではないとラベオは述べる。それはすなわち、為された仕事により完成された何らかの物体である。

第6法文 ウルピアヌス 告示註解第3巻

¹⁰ ここに言う「名 *nomen*」は、「帳簿に記入された債務者の名前」というところから転じた「債権」などの派生的な意味で訳されていることが多く、おそらくその理解は内容的には正当であろう。しかしこの法文の趣旨としては、*nomen* という名称を指し示す語がその背後の実体を指し示しうる、という関係を明らかにするところが重要であると考えたので、本邦訳では敢えて「名」と直訳した。また本法文に関係するものとして、第6法文首項（ウルピアヌス）をも参照。

¹¹ 財 *pecunia* という言葉の意味については、第178法文首項（ウルピアヌス）及び第222法文（ヘルモゲニアヌス）も参照。

首項：「名 *nomen*」及び「物 *res*」という呼称は、あらゆる契約及び債務 *obligatio* に関係する¹²。**第1項：**「法律に基づいて *ex legibus*」という語は、以下のように受け取られるべきである。すなわち、法律の趣旨と文言とに基づいて。

第7法文 パウルス 告示註解第2巻

「誓約 *sponsio*」と呼ばれるのは、誓約への問いかけ *interrogatio* を通じて為されたものだけではなく、あらゆる問答契約 *stipulatio* 及び約束 *promissio* もそうである。

第8法文 パウルス 告示註解第3巻

首項：「要するものとする *oportebit*」という語は、現在の時点も未来の時点も示す¹³。**第1項：**「訴権 *actio*」という語には、抗弁 *exceptio* は含まれない。

第9法文 ウルピアヌス 告示註解第5巻

マルケッルスは、「滅失したこと *perisse*」という語には引き裂かれたこと *scissum* や破壊されたこと *fractum*、そして暴力によって奪われたこと *vi raptum* も含まれる、とユリアヌスに註記している。

第10法文 ウルピアヌス 告示註解第6巻

「債権者 *creditores*」と受け取られるべきなのが以下の者であること

¹² 第4法文（パウルス）をも参照。

¹³ 時制の用法に関する法文としては、第123法文（ポンポニウス）も参照。*oportere* という語の示す内容それ自体については、第37法文及び第189法文（ともにパウルス）を参照。

は確定している。すなわち、何らかの永久的抗弁による阻害なしに、市民法によって、あるいは名誉法によってあるいは特別の法によって、単純に pure であるか期限付きであるか条件付きであるかに関わらず、何らかの訴権あるいは請求に基づいて何びとかが負っている義務の相手方である。しかし自然によって何びとかが負っている義務の相手方は、債権者の地位にはない。ところで金銭消費貸借ではなく、契約 *contractus* がされているときも、債権者と受け取られる。

第11法文 ガイウス 属州告示註解第1巻

「債権者 *creditores*」という呼称には、金銭を貸し付けた *pecuniam crediderunt* 者のみならず、何らかの原因に基づいて何びとかが負っている義務の相手方が全て含まれる。

第12法文 ウルピアヌス 告示註解第6巻

首項: 売買あるいは賃約あるいは他の何らかのことに基づいてその者に対して何らかの義務を負っている場合のように¹⁴。さらに不法行為に基づいて何らかの義務を何人かが負っているときも、債権者という地位に含められうると私には思われる。しかし国民に関わる原因に基づいている *ex populari causa* ときは¹⁵、争点決定前には債

¹⁴ 学説彙纂における構成上は、前の法文にかかる形で挿入されていると考えられる。

¹⁵ これはいわゆる国民訴権 *actio popularis* の問題、すなわち墳墓侵害や告示板損壊のような公益に関わる訴訟について、国民の誰であれ提訴を認める制度と関わる。史料としては学説彙纂第47巻第23章、また日本語による基礎的な解説として船田『ローマ法 第5巻』(改

権者の地位になく、その後はあると言われるのが正当である。**第1項**：遅れて弁済した者は、弁済に不足がある *minus solvit*。というのも、時間によっても弁済は不足するからである¹⁶。

第13法文 ウルピアヌス 告示註解第7巻

首項：「婦女 *mulier*」という呼称には、適齢期の未婚女子も含まれる。**第1項**：その物が「失われる *abesse*」と見られるのは（サビヌスが述べ、そしてペディウスが是認するように）、物体としては維持されているが形状が変化した物についてもそうである。そしてそれゆえに、損なわれた物や変形された物が返還されたときは、価値としてはその物¹⁷よりも手間の方が高いことがしばしばであるために、その物は失われたと見られるという。**第2項**：他方で、物が「もはや失われていない *desinere abesse*」と見られるのは、その物の占有を我々が喪失することがありえないような形で、その物が権力下に帰したときである。**第3項**：盗によってかつて奪われたものも失われているし、また人間界にない物もそうである。

第14法文 パウルス 告示註解第7巻

首項：ラベオ及びサビヌスの判断によれば、裂けた衣服が返還され、あるいは損なわれた物が返還されたとき、例えば欠けた大杯や絵画

版、1972年）243－244頁を参照。

¹⁶ *minus* の意味については、本法文と角度は違うものの、第32法文、第82法文（ともにパウルス）、第117法文（ヤウォレヌス）も参照。

¹⁷ 次の法文にも述べられるような、物質としての物ということであろう。両法文の趣旨は類似している。

が削り取られた板が返還されたときは、物が「失われた *abesse*」と見られる。それらの物の価値は物質 *substantia* ではなく、技術 *ars* に置かれているからである。同じく、盗によって自らのもともと失われた物をそれと知らずに所有者が購入したならば、そうであったことをその後知ったとしても、物が失われたと見られるのが正当である。その価値を失った者にとって、物は失われると見られるからである。**第1項**：「物を喪失した *rem amisisse*」と見られるのは、誰に対してもそれを追求する訴権を有しない者である。

第15法文 ウルピアヌス 告示註解第10巻

都市の財産は、濫喩によって「公のもの *publica*」と言われた。というのも、公のものであるのは、ただローマ国民のものだけだからである。

第16法文 ガイウス 属州告示註解第3巻

ローマ国民の税を請け負っている者を、我々は「公の者 *publicanus*」と呼称する¹⁸。すなわち、「公の *publicus*」という呼称は多くの場合にローマ国民と関係する。というのも、都市は私人の地位にあるとされているからである。

第17法文 ウルピアヌス 告示註解第10巻

首項：「公のもの *publica*」には、我々は神聖物も宗教物も公用に供せられる物も含めないが、例えば都市の財産であれば公のものである。そして都市の奴隷の特有財産は、疑いなく公のものに含められ

¹⁸ いわゆる徴税請負人をこの語で指し示す。第195法文第3項にも、同じ意味で *publicanus* が登場する。

る。第1項：「公の publica」租税と我々が解すべきであるのは、それによって国庫が租税を得られるものである。港湾税あるいは物品取引税、同じく塩税、鉱山税やピッチ工場税などがある。

第18法文 パウルス 告示註解第9巻

「ムヌス munus¹⁹」は3通りに用いられる。第一には贈与物 donum であり、そしてそれゆえに、ムネラ munera が与えられる、あるいは贈られると言われる。第二には負担であり、それが免じられるというときには兵役やムヌスの免役が与えられているわけであって、そこから^{インムニタス}免除 immunitas という呼称がある。第三には職務であり、そこから軍事のムネラ munera という呼称や、ある種の兵士たちに対しての^{ムニフィクス}服務者 munificus という呼称が生じている。^{ムニケプス}編入都市市民 municeps と呼ばれる人々が都市のムネラを引き受けていることでそう呼ばれているのも、そのようなわけである²⁰。

第19法文 ウルピアヌス 告示註解第11巻

ラベオの市民掛法務官第1巻は、あることは「行われ agantur」、あることは「管理され gerantur」、あることは「契約される contrahantur」

¹⁹ 以下に示すような多義性を包摂できる日本語が発見できなかったため、ここでは例外的にカタカナ表記とした。文脈によって意味が一義的に決定できる場合には、この語にもそれに合った訳語をあてている。なお、ムネラ munera はムヌス munus の複数形である。

²⁰ 編入都市市民 municeps については、学説彙纂第50巻第1章第1法文第1項（ウルピアヌス）にも類似の趣旨がやや詳しく述べられている。

と定義する。そして、行為 *actum* とは確かに一般的な文言であり、問答契約や支払 *numeratio* のように、言語によってであれ物によってであれ行われるという。しかし契約 *contractus* は相互に交わされる債務であり、ギリシア人がシュナラグマ *συνάλλαγμα* と称するものの、例えば売買、賃約、組合であるという。物の管理は、言語によらずに為される事柄を意味するという。

第20法文 ウルピアヌス 告示註解第12巻

「契約した *contraxerunt*」「管理した *gesserunt*」という言葉は、遺言の法には属さない。

第21法文 パウルス 告示註解第11巻

元首は、「財産 *bona*」を譲ることによって、債務 *obligatio* さえも譲ると見られる²¹。

第22法文 ガイウス 属州告示註解第4巻

提示 *exhibitio* におけるよりも回復 *restitutio* における方が、多くのものが含まれる。というのは、「提示すること *exhibere*」は物体をその場で示すことであるのに対して、「回復すること *restituere*」は、その上に占有させて果実も返還するということだからである。さらに多くのことが回復という語には含まれる²²。

²¹ 第39法文第1項（パウルス）、第83法文（ヤウォレヌス）及び第165法文（ポンポニウス）に説かれている内容との関係が興味深い。なお *bona* の本来的な対象範囲の画定について第49法文、法的性質について第208法文も参照。

²² 第35法文（パウルス）、第73法文（ウルピアヌス）、第75法文

第23法文 ウルピアヌス 告示註解第14巻

「もの・こと res」という呼称には、状況・原因 *causae* も法・権利 *iura* も含まれる²³。

第24法文 ガイウス 属州告示註解第6巻

「相続 *hereditas*」とは、死者が有していた権利全体を対象とする承継にほかならない。

第25法文 パウルス 告示註解第21巻

首項：他人の用益権が存在するときであっても、我々は正当にその地所 *fundus* 全体を我々の物であると主張できる。というのも、用益権は所有権の一部ではなく、道路権や通行権のような役権に属するからである。そして、いかなる部分も他人の物であるとは主張されえない物について、その全体が私のものであると主張されるのは誤りではない、とされる。ユリアヌスもそうしているところであるが、それが一層正しい。**第1項：**クイントゥス・ムキウスは、部分という呼称によって、物の分割できない持分が指し示されると述べる。というのも、分割できるときの我々の持分というのは、部分ではなくて全体になるからである、と。セルウィウスが部分という呼称によって両方が指し示されると述べるのは、精緻ならざるところではない。

及び第81法文（ともにパウルス）、第246法文第1項（ポンポニウス）が類似の内容を含んでいるが、いずれも力点が微妙に異なる。

²³ これらの語の広い意味を可能な限りカバーするように、それぞれ1つの語に対して例外的に2つの語を用いて訳出した。

第26法文 ウルピアヌス 告示註解第16巻

子 *partus* は盗品の一部を構成しない²⁴、とスカエウォラは質疑録第11巻で記す。

第27法文 ウルピアヌス 告示註解第17巻

首項：「土地 *ager*」とは、田舎屋敷 *villa* のない場所 *locus* である²⁵。

第1項：「租税 *stipendium*」は小銭 *stips* から名付けられたが、それは複数の小銭 *stipes*、すなわち取るに足りない金銭で徴収されるということである。同様に「貢納 *tributum*」とも称されるとポンポニ

²⁴ ここでいう子 *partus* とは、盗品たる生物が産んだものということになろう。なお、学説彙纂第41巻第3章第10法文第2項に重複する断片が存する。

²⁵ この法文を嚆矢として、土地や建物にまつわる用語の区別について分析の角度が異なる複数の法文が本章には存在し、その全体像の把握と正確な訳し分けは難しい状況にある。土地 *ager* を含む類語の区別を行うものとしては第115法文（ヤウォレヌス）及び第211法文（フロレンティヌス）があり、それ以外の類語の区別を行うものとして第60法文（ウルピアヌス）がある。これらの法文を人文主義（法学）者らによる理解と議論とに基づいて総合的に取り扱う先行研究として、日本語では田中実「不動産をめぐるロレンツォ・ヴァツラとその後」南山法学35巻3・4号（2012年）175－229頁が参考になる。

本邦訳では、各法文の趣旨に添いつつも、可能な限り各語に対して統一的な訳語を当てることを試行した（土地 *ager*、地所 *fundus*、場所 *locus*、不動産 *praedium*、建築物 *aedificium*、田舎屋敷 *villa*）。

ウスは述べる。そして貢納とは納税 *intributio* から名付けられたか、あるいは兵士に配分された *tribuatur* ものというところから名付けられた。

第28法文 パウルス 告示註解第21巻

首項：「譲渡 *alienatio*」という語は使用取得をも含む。譲渡するとは見られないような形で、使用取得を被る者はほとんどいないからである。また譲渡と言われるのは、不使用によって地役権を失った者でもある。取得する機会を利用しない者は、譲渡するとは解されない。例えば相続を放棄する者や、与えられた選択権を一定の期限内に行使しない者である。**第1項**：結合の語も分離の語も含まれない言い回しは、話者の意図に基づいて、結合されているか分離されているかが解釈される²⁶。

第29法文 パウルス 告示註解第66巻

実際、結合がときに分離と受け取られることがあるとラベオは述べる。「私及び私の相続人に、あなた及びあなたの相続人を *mihi heredique meo te heredemque tuum*」とする問答契約におけるように。

第30法文 ガイウス 属州告示註解第7巻

首項：「伐採林 *silva caedua*」とは、一部の者が考えるように、伐採されうる状態にある森林である。セルウィウスによれば、伐られた後に幹や根から再生したものである。**第1項**：「落穂 *stipula illecta*」

²⁶ 結合（「A 及び B」のような表現）と分離（「A または B」のような表現）については、直後の第29法文のほか、より込み入った例として第53法文首項及び第2項（パウルス）をも参照。

とは、収穫の際に落ちた穂でまだ集められていないもののことであり、農夫は暇を見てそれを拾い集める。**第2項**：「休閒地 *novalis*」とは、一年にわたり利用されていない耕作地であり、ギリシア人がネアシン *νέασιν* と称するものである。**第3項**：それに対して「未使用地 *integra*」とは、所有者がいまだに放牧のために家畜を放したことの無い土地である。**第4項**：「落ちた木の実 *glans caduca*」とは、木から落ちたもののことである。**第5項**：「牧養林 *pascua silva*」とは、家畜の放牧に向けられた森林である。

第31法文 ウルピアヌス 告示註解第18巻

「^{ブラトゥム}草地 *pratium*」とは、果実を収穫するために鎌のみがあれば足りるところである。果実を得るための^パラ^トウ^ム準備ができてい^ムる *paratum* というところからこう言われる。

第32法文 パウルス 告示註解第24巻

全く弁済されなかったときも、「弁済が不足した *minus solutum*」ものと解される²⁷。

第33法文 ウルピアヌス 告示註解第21巻

「公然と *palam*」とは、多くの人の前で、ということである。

第34法文 パウルス 告示註解第24巻

「訴権 *actio*」という言葉には、追求 *persecutio* までもが含まれる²⁸。

²⁷ 第82法文（パウルス）は本法文の内容を議論の前提としている。

²⁸ 第178法文第2項（ウルピアヌス）によれば、追求 *persecutio* の

第 3 5 法文 パウルス 告示註解第 1 7 卷

「回復した restituere」ものと解されるのは、訴訟が受理された時点で直ちに物が返還されていたならば原告が有することになっていたであろう状態 causa をも、同時に原告に取り戻させた者である。すなわち、使用取得及び果実に関する状態も、ということである²⁹。

第 3 6 法文 ウルピアヌス 告示註解第 2 3 卷

「訴訟 lis」という名称は、対物であれ対人であれ、あらゆる訴権を意味する。

第 3 7 法文 パウルス 告示註解第 2 6 卷

「要する oportere」という語は、より多くあるいはより少なく有責判決できるという裁判担当者の裁量に属するものではなく、真実に結び付けられるものである。

第 3 8 法文 ウルピアヌス 告示註解第 2 5 卷

ラベオは「怪異 ostentum」を、何であれ自然に反して生じたり為されたりする全てのことと定義する。ところで怪異には二つの類がある。一つ目は、何かは 3 つの手や足を持って、あるいは何か別の自然にそぐわない体の部位を持って、自然に反して生まれたときである。もう一つは、何かは奇異であると見られるときであり、ギリシア人がファンタズマタ φαντάσματα と呼ぶものである。

語は信託遺贈を含む特別手続による手段のことをいう。

²⁹ 前註 2 2 を参照。

第39法文 パウルス 告示註解第53巻

首項：「署名された *subsignatum*」と言われるのは、何びとかによって下に書かれた *subscriptum est* ものである。というのも古人は、署名 *subsignatio* という語を追記 *adscriptio*³⁰の意で用いるのを常としたからである。**第1項：**各人の「財産 *bona*」とは、負債を控除した後に残るものであると解される³¹。**第2項：**「証言付きで通告する *detestari*」とは、不在者に通告することである³²。**第3項：**「不明な占有者 *incertus possessor*」とは、我々が知らない者のことである。

第40法文 ウルピアヌス 告示註解第56巻

首項：「証言付き通告 *detestatio*」とは、宣誓証言 *testatio* とともになされる通告である。**第1項：**「奴隷 *servus*」という呼称は、女奴隷 *ancilla* にも結び付けられる³³。**第2項：**「ファミリア *familia*」という呼称には、子 *liberi* もまた含まれる³⁴。**第3項：**ただ1人の奴隷は、

³⁰ 名を記すという点において、名簿登録という意味との関連も考えられるところであろう。

³¹ 前註21を参照。

³² 意味の取りづらいこの語については、次の第40法文首項（パウルス）及び第238法文第1項（ガイウス）をも参照。特に第40法文首項についてはアルチャート（前註4）にも長大な註解が付されているが、ここで詳しく取り上げることはできない。

³³ 第101法文第3項（モデスティヌス）が存在を指摘する拡張解釈の、一般的な言明である。

³⁴ 極めて多義的なこのファミリア *familia* という語については、前出のムヌス *munus* と同様にカタカナ表記を用いた。諸用法につき、中心的には第195法文第1項から第5項（ウルピアヌス）を参照。この

ファミリア familia という呼称には含まれない。2人でさえも、ファミリアであるとはされない³⁵。

第41法文 ガイウス 属州告示註解第21巻

「武器 arma」という呼称は、盾や剣や兜を必然的に指し示すというわけではなく、棒や石をも指し示す。

第42法文 ウルピアヌス 告示註解第57巻

「恥辱 probrum」と不面目 obprobrium とは同じである。恥辱の一部は何らかの自然的な恥 turpia であり、一部は何らかの市民的な、いわば都市の慣習に基づくものである。例えば盗や姦通は自然的な恥である。後見において有責判決を受けることが自然的な恥辱ではなく、都市の慣習に基づく恥辱であるのは確かである。というのも、適切な人士にさえも生じうることは、自然的な恥辱ではないからである。

第43法文 ウルピアヌス 告示註解第58巻

「生活必需品 victus」という語に含まれるのは、飲食や体の装いに

法文と最も関係するのは、おそらく同第3項末尾に指摘される用法であろう。

³⁵ 奴隷集団をファミリア familia と呼称することについては、第166法文首項（ポンポニウス）、第195法文第3項（ウルピアヌス）を参照。ここで「2人ではファミリアであるとはされない」というのが、「3人以上であればファミリアとされる」という趣旨であれば、第85法文（マルケッルス）による団体 collegium 成立の要件をも想起させる。この点につき、アルチャート（前註4）のこの部分に対する註解（col. 193）はそのように考えているようである。

供されるもの、そして人の生活に必要なものである。衣服 *vestis* もまた生活必需品のうちにある、とラベオは述べる³⁶。

第44法文 ガイウス 属州告示註解第22巻

その他、我々の体を守り保護するために我々が用いるものも、その呼称で指し示される。

第45法文 ウルピアヌス 告示註解第58巻

「寝具 *stratus*」には、上から掛けられる掛布 *vestmentum* が全て含まれるとラベオは述べる。そして確かに、覆い布 *stragula vestis* があらゆる上掛け *pallium*³⁷、ペリストロマ *περίστρωμα* のことであるのも疑いない。それゆえに、我々は覆い *stragula* でないものを生活必需品 *victus* における衣服 *vestis* であると受け取るが、あらゆる覆い布を寝具 *stratus* における布 *vestis* であると受け取る。

第46法文 ウルピアヌス 告示註解第59巻

首項：「言い渡された *pronuntiatum*」と「決定された *statutum*」は同じでありうる。というのも、審理権を有する者が言い渡した *pronuntiasse* とも決定した *statuisse* とも、区別なく我々は言い慣わしているからである。**第1項：**我々が「家母 *mater familias*」と受け

³⁶ この部分は、第45法文（ウルピアヌス）との関係が問題となる。そこで扱われる覆い布 *stragula vestis* は、布 *vestis* として生活必需品とされる余地があるのか、論理の上では必ずしも一義的には決定できないように思われる。本邦訳では否定に解している。

³⁷ 外套という意味の語であるが、ここではそれを掛布として用いるということを想定しているのであろう。

取るべきであるのは、不面目に陥らずに生きた者である。すなわち、家母とそれ以外の女性とは、品行においてふり分けられ、区別されている。それゆえに、婚姻しているか独身である *vidua* か、生来自由人であるか被解放自由人であるかは全く関係がないものとする。婚姻でも生まれでもなく、善き品行によって家母となるからである³⁸。

第47法文 パウルス 告示註解第56巻

「解放 *liberatio*」という語は、弁済 *solutio* という語と同じ効力を有する。

第48法文 ガイウス³⁹ 市民掛法務官告示註解、表題「随行せず連行もされない者」

鎖からは解き放たれているが力によって拘束されている者は、「解放されている *solutus*」とは解されない。そして鎖なしに公に監守さ

³⁸ この法文の内容はフェストゥス『言葉の意味について』（前註3）112頁にある家母 *materfamiliae* の項における記述（しかし独身女性も、息子のいない女性も、この名では呼ばれない *sed nec vidua hoc nomine, nec, quae sine filiis est, vocari potest*）と対立するようにも見える。*vidua* の意味の齟齬（寡婦なのか未婚女性も含むのか。第242法文第3項（ヤウォレヌス）の記述も参照）や、記述がなされた時期などの外在的な要因による可能性ももちろんあるが、法解釈における語の用法の特殊性を示すものかもしれない。あるいは両者に対立はなく、単に本項の後半は、婚姻して子をなしたというだけでは家母とは評価されない、という前提を述べているだけであるのか。

³⁹ 空白は底本による。

れている者も、決して解放されているとは解されない。

第49法文 ウルピアヌス 告示註解第59巻

「財産 bona」という呼称は、自然的か市民的かである。自然的に財産 bona というのは、豊かにする beant、すなわち幸福をもたらす beatos faciunt というところからそのように言われている。豊かにする beare とは有益である prodesse ということである。しかし、我々の財産の中に算入されることが知られるべきであるのは、我々の所有に属するものだけではなく、善意で我々に占有されているあるいは地上権が存するという場合の対象物もそうである。さらに諸々の訴権、請求、追求の対象についても、財産に数え入れられるものとするのが衡平である。というのもこれらすべてが、財産の中にあるものと見られるからである⁴⁰。

第50法文 ウルピアヌス 告示註解第61巻

「嫁 nurus」という呼称は、孫嫁 pronurus 及びその先にも拡張されるべきである⁴¹。

第51法文 ガイウス 属州告示註解第23巻

「親 parens」という呼称には、父のみならず祖父及び曾祖父も、そしてそれよりも上の人々も含まれる。そればかりか母、祖母及び曾祖母も⁴²。

⁴⁰ 前註21を参照。

⁴¹ 婿 gener に関する第136法文（ウルピアヌス）と対になる内容である。

⁴² この内容に関してフェストゥス『言葉の意味について』（前註3）

第52法文 ウルピアヌス 告示註解第61巻

「保護者 *patronus*」という呼称には、女保護者 *patrona* も含まれる。

第53法文 パウルス 告示註解第59巻

首項：しばしば為されているのは、結合が分離として理解され、また分離が結合として、そしてときに縛りのないものが切り離して理解されるということである。すなわち古人においては、「父方親族及び同氏族の *adgnatorum gentiliumque*」と言われる場合、切り離して理解される。そして「その者の財あるいは後見について *super pecuniae tutelaeve suae*⁴³」と言われるとき、財なしに後見人が選任されるだけということとはありえない。そして我々が「私が与えあるいは贈ったもの *quod dedi aut donavi*」というときにはその両方を含めている。「その者が与え為すことを要するもの *quod eum dare facere oportet*」と我々が言うときは確かに、それらのうちのどの一つであろうと承認されるに十分である。法務官が「贈与物、負担、仕事を請け負ったときは *si donum munus operas redemerit*」という場合には

247頁にある *parens* の項は明示的に、「一般に父あるいは母がこう呼称されるが、法学者は *parentes* という名称によって祖父及び曾祖父、祖母及び曾祖母が呼称されると述べる *vulgo pater aut mater appellatur, sed iuris prudentes avos et proavos, avias et proavias parentum nomine appellari dicunt*」と伝えている。

⁴³ 自身にかかる財あるいは後見について *super pecunia tutelave suae rei* という形であるべきと底本のアパラトゥスにある。それについては伝ウルピアヌス『法範』単巻書第11章第14法文などが参照されている。

確かに、その全てが課されているのであれば、その全てが請け負われるべきなのは確実であり、それゆえに事物に基づいて結合として理解される⁴⁴。**第1項**：どれかが課されているというときは、残りについて不足であるとはされない。**第2項**：同じく「助力、意思を通じて *ope consilio*」というあの文言が、結合的な意味であるのか分離的な意味であるのか、いずれと受け取られるべきかについて疑いがあった。しかしラベオも述べる通り、分離的に受け取られるべきとするのがより正しい。助力を通じて窃盗をなす者の行為と、意思を通じて窃盗をなす者の行為とは異なるからである⁴⁵。すなわちそのようにして、返還請求⁴⁶がされうる者もおり、されえない者もいる。確かなことに、古法学者の権威を経て、以下のような結論に至った。すなわち、悪しき意思を有さずしては何びとも助力によってなしたとは見られず、また後に行為もあったのでなくては、意思を有したことは不利益にならない。

第54法文 ウルピアヌス 告示註解第62巻

「条件付きの債権者 *condicionales creditores*」と言われるのは、まだ訴権が帰属してはいないが将来帰属することになる者も、あるいは

⁴⁴ 前註26を参照。

⁴⁵ 前者は幫助のような形態、後者は教唆のような形態を想定する。

⁴⁶ これは窃盗利得の返還訴訟 *condictio furtiva* のことであろう。学説彙纂第13巻第1章で独立に扱われており、何者かの助力、意思を通じて窃盗がなされた場合にも、その者に対しては返還請求ができない（盗訴権の対象にはなる）という規定がその第6法文（ウルピアヌス）にある。

帰属する期待を有する者でもある。

第55法文 パウルス 告示概略録第12巻

しかし債権者は、永久的抗弁によって退けられる可能性のない者である。一方で一時的抗弁によって対抗されうる者は、条件付きの債権者と類似する。

第56法文 ウルピアヌス 告示註解第62巻

首項：「文書を調べる *cognoscere instrumenta*」とは、読み返し再認識すること *relegere et recognoscere* である。「勘定する *dispungere*」とは、収支を集約すること *conferre accepta et data* である。第1項：「子 *liberi*」という呼称には、権力下にいる者だけではなく、男性か女性かあるいは女系の子孫かによらず、あらゆる自権者も含まれる。

第57法文 パウルス 告示註解第59巻

首項：諸事に対して特別な配慮を課せられ、自らが先導する事柄について他の者よりも注意と心遣いを義務付けられる者が、「長 *magistri*」と呼称される。政務官 *magistratus* それ自体さえも、長から派生して名付けられたのであろう。そこからさらに、何であれ指導することにおける先導者も、気づかせることと教示することについて長と呼称されるという。第1項：「追求する *persequi*」と見られるのは、担保を取った者でもある。

第58法文 ガイウス 属州告示註解第24巻

首項：「行われたこと *gesta*」と「為されたこと *facta*」の間には、厳密には何らかの違いが存在すると見られるにしても、濫喩的には *καταχρηστικῶς*、為されたことと行われたこととは何も異なるない。

第1項：父の被解放自由人のことを、我々の被解放自由人であると我々が言うのは正当と考えられる。子の被解放自由人のことを、我々の被解放自由人であると我々が言うのは不当である。

第59法文 ウルピアヌス 告示註解第68巻

「港 portus」と呼ばれているのは、そこに商品が運び込まれ、またそこから商品が運び出されるところの閉じられた場所であるが、停泊地 statio もまた劣らず閉じられ防護されている。ここから小道 angiportus という語も生じた⁴⁷。

第60法文 ウルピアヌス 告示註解第69巻

首項：「場所 locus」は地所 fundus のことではなく、地所のうちのあ
る一部分のことである。これに対して「地所 fundus」は、ある全体
のことである。そして我々はしばしば、田舎屋敷 villa のないもの
として「場所 locus」を理解する。さらにそれに加えて、我々が地所
のつもりで場所を有しているときには、取るに足らない場所でも地所
と称されうるといった形で、我々の意見や規定が地所と場所とを区
分してもいる。大きさが地所と場所とを区分しているのでもなく、
我々の心意がそうしているのである。そして、仮に我々がそう定め
てしまうならば、地所のいかなる一部分であれ地所と称されうる。
さらに、地所が場所と定められることもありうる。仮に我々がその

⁴⁷ アルチャート（前註4）はフェストゥスを引き合いに出して（フェストゥス（前註3）262及び263頁のことか）、portus はしばしば「インストラ insula」や「家 domus」を意味したという。そしてまた、家の間の小道のことを angiportus と呼ぶのだとする（col. 214）。

地所を他の地所に付加してしまうならば、それは地所にとっての場所とされるからである⁴⁸。**第1項**：場所 *locus* という呼称は農村のみならず、都市の不動産 *praedium* にも結び付けられるとラベオは記す⁴⁹。**第2項**：ところで地所 *fundus* はそれ自体として境界を有するが、場所 *locus* は境が区切られ境界が画定されるところまで、識別されないことがありうる。

第61法文 パウルス 告示註解第65巻

「担保提供 *satisfatio*」という呼称には、負担されるその担保の提供を受ける者が満足できるような再約束 *repromissio* さえもときに含まれるものとする⁵⁰。

第62法文 ガイウス 属州告示註解第26巻

「建材 *tignum*」という呼称によって、十二表法においては、建築物を構成するあらゆる類の材料が意味される。

第63法文 ウルピアヌス 告示註解第71巻

「あなたの手にある *penes te*」というのは、「あなたのもとにある

⁴⁸ 前註25を参照。

⁴⁹ 不動産 *praedium* の意味については、特に第115法文（ヤウォレヌス）を参照。

⁵⁰ 人的あるいは物的担保を新たに差し入れるのではなく、債務者自らが問答契約を締結することで債務をいわば強化する行為を指すと思われる。アルチャート（前註4）のこの語への註解「裸の問答契約によって自らを義務付ける者 *qui nuda stipulatione se obligat*」も参照（col. 216）。

apud te」という以上のことである。というのは、あなたのもとにあるというのは、あなたによって何らかが義務付けられているということであるが、あなたの手にあるというのは、ある形で占有されているということだからである⁵¹。

第64法文 パウルス 告示註解第67巻

「無遺言者 intestatus」であるのは、遺言を作成しなかった者のみならず、遺言に基づいた相続が承認されなかった者でもある。

第65法文 ウルピアヌス 告示註解第72巻

「相続人 heres」という呼称は、最近相続人のみならず、その先の者たちにも結び付けられる。例えば相続人の相続人やそれに続く者たちも、相続人という呼称に含まれる⁵²。

第66法文 ウルピアヌス 告示註解第74巻

「商品 merx」という呼称は、動産のみに関する。

第67法文 ウルピアヌス 告示註解第76巻

⁵¹ これと類似の趣旨を示していると考えられるのが、フェストゥス『言葉の意味について』(前註3)20頁における apud et penes の項での説明である。そこでは penes と所有 dominium 及び権力 potestas とが結び付けられている。

⁵² ここでは一般的に「相続人の相続人」が「相続人」に含められているように見えるが、もちろん安易な一般化は禁物である。具体的には様々な処理がありえたことが本章の法文のみからも窺える。第70法文及び第227法文(ともにパウルス)を参照。

首項：「譲渡された alienatum」と言われるのが精確でないのは、いまだ売主の所有のもとに留まっているものである。しかし売られたもの venditum と言われるのは正当である。**第1項**：「贈与 donatio」という語は、単純に述べると、死因贈与であれ死因でないものであれ、あらゆる贈与を含んだものと見られる。

第68法文 ウルピアヌス 告示註解第77巻

「ルキウス・ティティウスの裁量によって為されること arbitratu Lucii Titii fieri」というあの文言は、権利 ius を示すものであり、奴隷には適さない。

第69法文 ウルピアヌス 告示註解第78巻

「そのことにつきその者に悪意は存在せず、存在したこともない cui rei dolus malus aberit afuerit」というこの文言は、問答契約が差し入れられた事柄に関わりを持つあらゆる悪意を一般的に含む。

第70法文 パウルス 告示註解第73巻

多数の承継を経由していても相続人と受け取られることは知られるべきである⁵³。一方で例えば未成熟者の補充指定において「私の相続人となる者は誰であれ、同じく息子の相続人となれ quisquis mihi heres erit, idem filio heres esto」と言われる場合のように、少数事案において相続人 heres という呼称には最近者 proximus が含まれ

⁵³ この部分は第65法文と同旨の内容であると考えられるが、それに対して以下に続く部分では、その例外となる3つのケースを挙げていると考えられようか。アルチャート（前註4）のこの部分に対する註解はそのように理解している（col. 225）。

るのであって、ここでは相続人の相続人は、不確定であるがゆえに含まれない。同様にアエリウス・センチウス法において、息子である最近の相続人は父の被解放自由人を忘恩として告発できるが、相続人の相続人として登場する場合であってもそれが可能なわけではない。同様に、労務の要求 *operarum exactio* において息子である相続人は要求することができると言われるが、承継に基づいてそうなった者はそれができない。「そのものが帰属するところの者 *is ad quem ea res pertinet*」というこの文言は、市民法によるのであれ法務官法によるのであれ全体としての所有を承継する者が含まれる、という趣旨に解される。

第71法文 ウルピアヌス 告示註解第79巻

首項:「取得すること *capere*」と「受け取ること *accipere*」は異なる。取得するというのは、効果を伴って受け取られる場合である。受け取るというのは、何びとかがそれを有することのない形で受け取る場合にもあてはまる。そしてそれゆえに、返還することになる物については、何びともそれを取得するものとは見られない。それはちょうど、留まることになる物について⁵⁴、それが帰属した *pervenisse* と言われるのが適切であるようなことである。**第1項:**「それらについて適切に給付されること *hic rebus recte praestari*」という文言は、要約者⁵⁵がそこから危険も損害も決して被らないようにするということを意味する。

⁵⁴ 返還する必要がない、ということであろう。

⁵⁵ *stipulator*. 片務契約である問答契約における債権者を指す。

第72法文 パウルス 告示註解第76巻

「物 *res*」という呼称には、その部分も含まれる。

第73法文 ウルピアヌス 告示註解第80巻

問答契約に挿入される、「その物を適切に回復すること *eam rem recte restitui*」というこの語句は、果実を含む。実際のところ、適切に *recte* という語は、善き人士の裁量によるものである⁵⁶。

第74法文 パウルス 高等按察官告示註解第2巻

印章付き指輪は、「装具 *ornamentum*」という呼称には含まれない。

第75法文 パウルス 告示註解第50巻

「回復する *restituere*」と見られる者は、争いが起こっていなかったならば原告が有していたであろうものを回復した者である⁵⁷。

第76法文 パウルス 告示註解第51巻

「与えた *dedisse*」と解されるべきであるのは、交換したあるいは相殺した者でもある⁵⁸。

第77法文 パウルス 告示註解第49巻

「生産物 *fruges*」は収益のゆえの呼称であり、穀物や豆類のみならず、葡萄酒や伐採林、白亜採掘場、採石場からも得られるとユリア

⁵⁶ 前註22を参照。

⁵⁷ 前註22を参照。

⁵⁸ 文構造は異なるが、学説彙纂第40巻第12章第19法文が重複する断片として挙げられる。

ヌスは記す。「生産物 *fruges*」が、人が食するあらゆるものであるというのは誤りであり、それは肉や鳥あるいは野獣、果物 *poma* は生産物と言われないからであるという。他方で、穂がその中に含み持つものが「穀物 *frumentum*」である、とガッルスが定義したのは正しいという。それに対してハウチワマメ *lupinus* や豆類 *faba* はむしろ生産物であると言われるが、それは穂ではなくさやに包まれているからである。アルフェヌスの伝えるところでは、セルウィウスはそれらが穀物に含まれると考えている。

第78法文 パウルス プラウトゥス註解第3巻

ときには、「占有 *possessio*」という語は所有 *proprietas* をも指し示す。例えば自身の占有を遺贈した者について解答された場合のように⁵⁹。

第79法文 パウルス プラウティウス註解第6巻

首項:「必要費 *impensae necessariae*」とは、それが為されていなかったならば、物があるいは滅失しあるいは劣化することとなったであろう出費である。**第1項:**「有益費 *utiles impensae*」であるとフルキニウスが述べるのは、嫁資が減少するのを放置しないという出費ではなく、それを増加させてそこから利益を妻が得るようにする出費である。例えば、必要な程度を超えたブドウ園の地拵えや、同様に奴隷の教育である。これらの出費によって、地所 *fundus* や奴隷を手放すことを強いられないよう、出費を知らないあるいは承認していない妻が負担をすることは要しない。これらの出費には、嫁資であ

⁵⁹ もちろん、第49法文（ウルピアヌス）及び第181法文（ポンポニウス）のように、所有と占有が区別されて登場するケースもある。

る共同住宅に付属させられた製粉所や倉庫も我々はしばしば含める。第2項:「装飾物 voluptariae」とは、外観を飾るだけで果実を生まないものである。植え込み、噴水、内装、胸壁や絵画のように。

第80法文 パウルス プラウティウス註解第9巻

遺贈の一般的返還請求には付与された自由も含まれるということは、十二表法の趣旨に基づいている。

第81法文 パウルス プラウティウス註解第10巻

法務官が「なされた仕事が回復されるように ut opus factum restitatur」と述べた場合、原告は与えられた損害についても回復を受けるべきである。というのも、「回復 restitutio」という文言には、原告のあらゆる便益が含まれるからである⁶⁰。

第82法文 パウルス プラウティウス註解第14巻

「過多である amplius」という文言は、その者を権利者とする何らの義務も存在していない者にも妥当する。反対に、何一つ為されていないときにも弁済が「不足である minus」と見られるように。

第83法文 ヤウォレヌス プラウトゥス抜粋第5巻

利益よりも不利益を多く有するものを「財産 bona」と呼ぶことは、適切ではありえない⁶¹。

第84法文 パウルス ウィテッリウス註解第2巻

⁶⁰ 前註22を参照。

⁶¹ 第39法文第1項の内容と通底する。

「息子 filius」という呼称を、我々はあらゆる子 liberi と解する⁶²。

第85法文 マルケッルス 法学大全第1巻

ネラティウス・プリスクスは、「団体 collegium」を成立させるのは3人であると判断する。これにむしろ従うべきである。

第86法文 ケルスス 法学大全第5巻

不動産 praedia の権利というのは、不動産が良好で万全で十分な状態にあるというのでなくて何であろうか。

第87法文 マルケッルス 法学大全第12巻

アルフェヌスが述べるように、「首都 urbs」とは市壁で囲まれている「ローマ Roma」であるが、「ローマ Roma」は建築物の連なるところまでも含む。というのも、たとえ都市の外に留まっても、ローマに行くと我々が表現したとき、今日の慣用に基づいてローマは市壁までに限定されはしないと解されうるからである⁶³。

⁶² 息子 filius という語の使用頻度に鑑みれば、極めて影響の大きい内容でありうる。本章だけでも第116法文（ヤウォレヌス。ただし法文中に引用されるラベオは反対）、第122法文（ポンポニウス）、第201法文（ユリアヌス）、第220法文（カッリストラトゥス）に（ここまで一般的な言明ではないにしても）類似する内容が収録されており、息子という語の拡張解釈は多くの法学者にとって通常の処理であったと思われる。特に第220法文第3項にはこのような解釈がされるべき理由が記されており、興味深い。

⁶³ 前註9を参照。

第88法文 ケルスス 法学大全第18巻

各人の遺す金額は、その者の財産から換金されうる額におよそ一致する。それゆえに、100金を有すると我々が言うのは、不動産 *praedia* あるいはその他の類似の物によってそれだけの財産を有している者である。遺贈された他人の地所 *fundus* については、相続される金銭によって購入されうるものだとしても、それとは異なっている。また、現金を有する者が、それによって購入されうる何物かを有する、と述べる者はいない。

第89法文 ポンポニウス サビヌス註解第6巻

首項：「牛 *boves*」は、役畜 *jumenta* というよりもむしろ家畜 *armenta* の類であるとされる。**第1項：**「結婚したとき *dum nupta erit*」という言い回しでは、最初の結婚のことが指し示されている⁶⁴。**第2項：**計算 *rationes* を「提出すること *edere*」と計算が「完了すること *reddi*」は、大きく異なる。また、提出することを命じられた者は、残りを返還する *reliquum reddere* 義務はない。それゆえにまた、両替屋は自分のもとに残されているものを弁済していない場合であっても、計算を提出したと見られる。

第90法文 ウルピアヌス サビヌス註解第27巻

「最良にして最高であるように *uti optimae maximaeque sunt*」として建物を引き渡した者は、その建物のために役権が設定されているということを言っているのではなく、その建物それ自体に負担がない、すなわちどこにも役権を負っていないということだけを言ってい

⁶⁴ 第217法文首項（ヤウォレヌス）はこれと類似の趣旨であろう。

る⁶⁵。

第91法文 パウルス 信託遺贈論第2巻

「私のもの *mea*」や「あなたのもの *tua*」という呼称には、訴権も包含されると言われるべきである⁶⁶。

第92法文 パウルス 質疑録第7巻

「最近者 *proximus*」とは、何びとも先行されない者である。「最終者 *supremus*」とは、何びともその後には続かない者である。

第93法文 ケルスス 法学大全第19巻

「動く物 *moventia*」と「動かせるもの *mobilia*」という呼称によって、我々は同一のものを指し示す。しかし死者が⁶⁷、自分で自分を動かすものであるからという理由で動物 *animalia* のみを動く物 *moventia* と呼んだことが明らかであるときは別である。そのことは正しい。

第94法文 ケルスス 法学大全第20巻

⁶⁵ 第126法文（プロクルス）及び第169法文（パウルス）に同趣旨の記述が含まれている。後者の法文にあるように、土地の譲渡がなされる様々な場面において挿入される定型文的な条項であったようである。

⁶⁶ 第49法文（ウルピアヌス。財産 *bona* との関係）、第143法文（ウルピアヌス。自らのもとに有している *apud se habere* との関係）はこれと類似の趣旨であろう。

⁶⁷ この文脈では、遺言者のことである。

「返還する reddendi」という文言は、戻し与える retro dandi ということを意味してはいるが、与えることそれ自体を意味するとも受け取られる⁶⁸。

第95法文 マルケッルス 法学大全第14巻

「残りのもの reliqua」という呼称は、全体をも指し示しうる⁶⁹。

第96法文 ケルスス 法学大全第25巻

首項：海岸とは、最大の波が海から到達するところまでのことをいう。また、マルクス・トゥッリウスが裁定人を務めたときに、そのことを初めて定めたとも言われる⁷⁰。第1項：不動産 praedia が複数の者に属すると我々が言うのは、必ずしも共に有しているというときのことではなく、あるいはそれぞれが別の物を有しているというときのことでもある。

第97法文 ケルスス 法学大全第32巻

「ティティウスの相続財産からあなたに帰属するだけの財 *quanta pecunia ex hereditate Titii ad te pervenerit*」と我々が問答契約したとき、念頭に置いているのは帰した物それ自体であり、その価額のことでないと見られる。

⁶⁸ 僅かな違いはあるものの、学説彙纂第31巻第21章が重複する断片を有する。

⁶⁹ 第160法文（ウルピアヌス）と共通する内容である。

⁷⁰ この部分につき、底本のアラトゥスではキケロ『トピカ』第7章第32節が参照されている。本章では、第112法文（ヤウォレヌス）が類似の内容を有する。

第98法文 ケルスス 法学大全第39巻

首項：閏日が存在するとき、先の日と後の日のいずれに誕生したかは全く関係がない。そして朔日から遡ること6日目⁷¹がその者の誕生日となる。というのも、その2日は1日と扱われるからである。しかし後の日が閏日なのであり、先の日ではない。それゆえに、閏日のない年には朔日から遡ること6日目に誕生したとされ、閏日が存在するときは、先の日が誕生日である⁷²。**第1項：**閏月は付加されたものとカトは考える。その月の全ての日は瞬時 *momentum temporis* であると扱って、クイントゥス・ムキウスは2月の最後の日にそれらの日を加える。**第2項：**ところで、閏月は28日から成る。

⁷¹ ユリウス暦によって導入された処理である。この日は2月24日に当たり、閏日として2月24日が2回数えられることになる。なお、ローマにおけるこのような暦日の指示方法については羅和辞典等にも記述があるが、特に閏日との関係では日本語による最近の文献として江藤一郎「ユリウス暦の閏日はいつか？」神田外語大紀要29号（2017年）395-415頁を参照。本法文のように基準日

(*kalendae, nonae, idus*) から遡って暦日を指示するのは標準的な方法であるが、逆向きに数える例も本章には登場している。第132法文首項（パウルス）、第233法文第1項（ガイウス）を参照。

なお本法文の第1項以下では、その登場人物からしてユリウス暦制定以前の処理（閏月による）が説明されていると考えられる。

⁷² 学説彙纂第4巻第4章第3法文第3項（ウルピアヌス）に類似の内容が含まれる。

第99法文 ウルピアヌス 執政官職務論第1巻

首項：審理 *cognitio* も裁判 *jurisdictio* も、「取調 *notio*」であると我々は理解しうる。**第1項：**「隣接諸属州 *continentes provincias*」であると我々が理解すべきなのは、例えばガッリアのように、イタリアに接続した属州である。しかし、小さな海峡によってイタリアから隔てられているにすぎないシチリア属州も、我々はむしろ隣接するものと理解することを要する。**第2項：**「証拠 *instrumenta*」という呼称に包含されるものは、区別するのが非常に難しい。すなわち、我々がそれを見極めるにつき猶予が与えられるべきものが証拠である、というのが適切である。**第3項：**証言できる者が出廷することについて猶予が請求される時は（例えば事務の管理者であり、それはたとえ奴隷の地位にある者であっても、あるいは管理者として指定された者であってもそうである）、証拠としての猶予が請求されるものと見られると私は考える。

第100法文 ウルピアヌス 執政官職務論第2巻

「立派な人々 *speciosae personae*」であると我々が理解すべきなのは、両性いずれであっても、元老院議員の誉れをも享受する、最高級の人々 *clarissimae personae* である。

第101法文 モデスティヌス 類別録第9巻

首項：「密通 *stuprum*」と「姦通 *adulterium*」の違いは、姦通は既婚女性に対して、密通は独身女性 *vidua* に対して犯されるという点にあると考える人々がいる。しかし姦通に関するユリウス法は、この文言を区別なく用いている。**第1項：**「離婚 *divortium*」は夫と妻との間でなされるものと言われ、「破談 *repudium*」は婚約者である女

性を返すことであると見られる。しかし妻である者に対してもその語を用いることが不合理なわけではない⁷³。第2項：「病気である morbum」とは身体が一時的に弱っていることであり、「欠陥 vitium」とは身体の永久的な障害であるというのは正しい。例えばくるぶしを砕いた場合がそれである。一方でまた、片目であるというのは常に欠陥である。

第3項

奴隷 *servi* が遺贈されたときは、女奴隷 *ancillae* もまた義務付けられると考える人々がいる。共通する名称は両性を包含する、というようにである⁷⁴。

第102法文 モデステイヌス 法範第7巻

法律につき「削除される *derogatur*」あるいは「廃止される *abrogatur*」ことがある。法律の削除とは、部分的に取り除かれるときのことである。法律の廃止とは、全てが取り除かれるときのことである。

第103法文 モデステイヌス 法範録第8巻

「重大な *capitalis*」とは、ラテン語話者にとっては、確かにあらゆる評価に関わることでありと見られる。しかし重大なという呼称は、死あるいは市民権の喪失と解されるべきである。

第104法文 モデステイヌス 免除録第2巻

⁷³ 第191法文（パウルス）に類似の規定があり、逆に離婚という語を婚約者に用いることは正しくないとも述べられている。

⁷⁴ 第40法文第1項（ウルピアヌス）を参照。

子 τέκνον という呼称は、孫 ἔγγονος にも及ぶ⁷⁵。

第105法文 モデスティヌス 解答録第11巻

モデスティヌスは、「私の被解放自由人たる男女に libertis libertabusque meis」という文言には、遺言者の解放した女が解放した男は含まれないと解答した。

第106法文 モデスティヌス 前書論単巻書

「^{ディミソリアエ・リテラエ}移送状 dimissoriae litterae」と言われるのは、一般に上訴状 apostolus と言われるものである。移送との呼称があるのは、上訴を受ける者のもとへ事件が^{ディミテイトウル}移送される dimittitur からである。

第107法文 モデスティヌス 法学総覧第3巻

「被解放自由人を割り当てる adsignare libertum」とは、その者を子⁷⁶のうちの誰の被解放自由人にすることを望んだかを明らかにすることである。

第108法文 モデスティヌス 法学総覧第4巻

「債務者 debitor」と解されるのは、その意に反しても金銭が請求されうる者である。

第109法文 モデスティヌス 法学総覧第5巻

⁷⁵ この法文は全文がギリシア語である。底本では、同人の同書同巻から類似した内容を引用する部分を含む、学説彙纂第27巻第1項第2法文第7項が参照されている。

⁷⁶ 遺言者の子のことであろう。

「善意の買主 *bonae fidei emptor*」であると見られるのは、その物が他人の物であると知らなかった者か、あるいは売主が売却する権限を有している、例えば委託事務管理人や後見人であると考えた者である。

第110法文 モデスティヌス 法学総覧第6巻

「^{セクエステル}保管人 *sequester*」と言われるのは、争いが生じている当の物品を、複数人から寄託される者である。そこに現れる者に *occurrenti*、もしくは争う者に^{クァシ・セクエンティ}言わば随行者に *quasi sequenti* 委ねられるものである、というところからこのように言われた⁷⁷。

第111法文 ヤウオレヌス カッシウス抄録第6巻

「^{ケンセレ}指示する *censere*」とは、定めて命じることである。そしてそこから、「私はあなたがそれを為すように指示する *censeo hoc facias*」、「何事かを自身で指示したこと *semet aliquid censuisse*」などとも我々は述べるのを常とする。^{ケンソル}監察官 *ensor* という名称もそこから派生したと見られる。

第112法文 ヤウオレヌス カッシウス抄録第11巻

公の岸辺 *litus publicum* は、波が最も遠く泡を立てるところまでで

⁷⁷ この法文に関連しては、その邦訳と分析を含む以下の論考も参照。足立清人「*Ad sequestrem*」北星学園大学経済学部北星論集第60巻第1号（通巻第78号）（2020年）、17－30頁。

ある⁷⁸。湖についても、その全体が私有 *privatus* でないかぎり、同じ法が妥当する。

第113法文 ヤウオレヌス カッシウス抄録第14巻

重病 *morbus santicus* とは、どんな事柄にとっても害となるほどのものである⁷⁹。

第114法文 ヤウオレヌス カッシウス抜粋第15巻

全部を弁済できるのでなければ、何びとも弁済能力がある *solvendo esse* とは解されない。

第115法文 ヤウオレヌス 書簡集第4巻

問題は、地所 *fundus* が占有 *possessio*、土地 *ager* あるいは不動産 *praedium* とどう異なるかである。「地所 *fundus*」は、地面 *solum* に結び付けられているものすべてである。「土地 *ager*」は地所 *fundus* の一種で、人の用に供されているものである。「占有 *possessio*」は、法上の所有 *iuris proprietas* において土地 *ager* と異なっている。我々が手にしているが、その所有が我々に帰さないあるいは帰しえないというものは何であれ、それを我々は占有 *possessio* と称する。従って地所 *locus* の使用が占有 *possessio* であり、地所 *locus* の所有が土地 *ager* である。「不動産 *praedium*」は上記の両者にとっての類に当たる名称である。というのも、土地 *ager* も占有 *possessio* もこの呼

⁷⁸ 前註70を参照。

⁷⁹ この法文について底本では、類似の内容を含む学説彙纂第21巻第1章第65法文第1項（ウエヌレイウス）が参照されている。

称にとっての種だからである⁸⁰。

第116法文 ヤウオレヌス 書簡集第7巻

「その他の息子あるいは息子の息子は誰であれ私の相続人とする *quisquis mihi alius filii filiusve heres sit*」について、ラベオによれば娘は含まれないと見られ、プロクルスは反対である。ラベオは言葉の形に従い、プロクルスは遺言者の意思に従ったと私には見られる。彼は解答した。ラベオの判断が正しくないことを私は疑わない、と⁸¹。

第117法文 ヤウオレヌス 書簡集第9巻

より多額の訴権の対象とならない者は、「弁済が不足した *minus solvisse*」者と見られえない。

第118法文 ポンポニウス クイントゥス・ムキウス註解第2巻

「敵 *hostes*」とは、我々に対して公に宣戦した者、あるいは我々が公に宣戦した者である。それ以外の者は、「賊 *latrones*」あるいは「略奪者 *praedones*」である⁸²。

⁸⁰ 前註25を参照。ここでは土地 *ager* が所有と結び付けられ、占有 *possessio* と対比されている点が特徴的である。この点につき、前掲の田中論文（前註25）が紹介する、人文主義（法学）者らによる活発な議論をも参照。

⁸¹ 前註62を参照。

⁸² 第199法文第1項（ウルピアヌス）は、この区別が意味を持つ例の一つである。

第119法文 ポンポニウス クイントゥス・ムキウス註解第3巻
「相続 *hereditas*」という呼称は、疑いなく、不利益な相続をも包含する。というのも、それは「遺産占有 *bonorum possessio*」と同様に、法的な名称だからである。

第120法文 ポンポニウス クイントゥス・ムキウス註解第5巻
「自身の物について終意処分するとき、法はその通りであれ *uti legasset suae rei, ita jus esto*」という十二表法のこの文言によって、相続人を指定し遺贈し自由を付与し、後見も設定するという極めて広範な権力が与えられたと見られる。しかしそれは、諸法律の解釈あるいは諸法を定める者たちの權威によって、狭められた。

第121法文 ポンポニウス クイントゥス・ムキウス註解第6巻
我々が受け取る利息金は、果実には入らない。というのは、それは物体それ自体からではなく他の原因によって存在するものであり、すなわち新たな債務によるものだからである。

第122法文 ポンポニウス クイントゥス・ムキウス註解第8巻
セルウィウスが述べるには、「息子及び私の息子たちにこれこれの後見人を私は与える *filio filiisque meis hosce tutores do*」というように記されたときは、息子に *filio* というこの単数の形から次の複数へと、先に単数で示しておこうとしたのと同じの性を引き継がせたと見られるからには、男子のみにその後見人が与えられるという。しかしこれは事実の問題であり、法の問題ではない。というのも、単数の形で息子を指し、その後で後見人の付与について、さらに広く全ての子に備えることを望んだとも取れるからである。これがむ

しる理に適っていると見られる⁸³。

第123法文 ポンポニウス クイントゥス・ムキウス註解第26卷

「こととなる erit」という語は、未来の時点のみならず、ときに過去の時点をも指し示す⁸⁴。我々がそのことを知らねばならないのは、遺言によって小書付が以下のように確認されている場合もである。

「そのことは小書付において記されることとなる quod in codicillis scriptum erit」と。というのは、残されている小書付が事前に記されたものである場合、未来の時点を表示しているのか、それとも過去をも表示しているのか。これが作成者の意思に基づいて解釈されねばならないことは確かである。一方で、「である est」というこの語は現在の時点のみならず、過去の時点をも指し示す。「こととなる erit」というこの語が未来の時点のみならず、時に過去の時点をも指し示すようにである。というのも、我々が「ルキウス・ティティウスが債務から解放された Lucius Titius solutus est ab obligatione」と述べる時、過去と現在とを指し示しているからである。「ルキウス・ティティウスが拘束された Lucius Titius alligatus est」というようにである。「トロイアは陥落した Troia capta est」と我々が言うときも同じである。この表現は、現在行われたことの表現のみならず、過

⁸³ 前註62を参照。

⁸⁴ erit という語のこのような用法については、底本でも示されている通り、ゲッリウス『アッティカの夜』第17巻第7章第3節にも記述がある。oportebit の用法についての類似の処理として、第8法文首項（パウルス）及び前註13も参照。

去にも関係するからである。

第124法文 プロクルス 書簡集第2巻

「あのこともしくはあのこと ille aut ille」という文言は、離接的な disjunctivus 表現であるだけでなく、準離接的 subdisjunctivus でもある。離接的というのは、例えば「昼もしくは夜 aut dies aut nox」というように、一方を立てれば他方が除かれ、同じく一方を除けば他方が立てられるというものである。以上と類似の形態によって、言葉は準離接的 subdisjunctivus でありうる。しかし準離接的 subdisjunctivus には二つの類がある。一つは、例えば「座るもしくは歩き回る aut sedet aut ambulat」と我々が言うときのように、それぞれの提示する範囲からして、いずれでもないことはありうるものの、両方ともということはあるにないという場合がある。というのは、何びともその両方を同時に為すことは不可能であるが、例えば寝る者がそうであるように、そのどちらでもないことを為すのは可能だからである。もう一つの類に属するのは、例えば「あらゆる生物は為すもしくは被る omne animal aut facit aut patitur」と我々が言うときのように、それぞれの提示する範囲からして、両方ともということはあるものの、いずれでもないことはありえないという場合である。というのも、何物であれ為しても被ってもいないということはあるにないが、同時に為しまた被ることはできるからである⁸⁵。

⁸⁵ 文法的に詳細な説明を含むこの法文については、Pedro Savaget Nascimento, "Philosophy and Law in Ancient Rome", *Netherlands Journal of Legal Philosophy*, 1, 2019, pp. 29-47, esp. pp. 40-42 がストア派の色濃い

第125 法文 プロクルス 書簡集第5巻

ネポスが親愛なるプロクルスに挨拶を。「都合がよければ、私の娘の嫁資としてあなたに100金を *cum commodum erit, dotis filiae meae tibi erunt aurei centum*」として嫁資を約した者に対して、婚姻が成立すれば直ちに嫁資を請求できるとあなたは考えるか。「私に可能であれば、嫁資として *cum potuero, doti erunt*」であればどうか。また、後者の義務が何か効力を有するとして、可能である *possit* との文言をあなたはどう解釈するか。負債を控除した額で考えるか、現存する額で考えるか。プロクルス。「私に可能であれば、あなたに嫁資として100を *cum potuero, doti tibi erunt centum*」として何びとかが嫁資を約したときは、私が考えるには、そこで行われていることの解釈がなされるべきである。というのも、曖昧に語っている者は、文言の意味するところに基づいてその者が意図した事柄を語っているからである。しかし適切であるのは、「負債を控除したうえで自分に可能である *deducto aere alieno potero*」とその者が意図したと判断することである。さらに、「私の尊厳を損なわない範囲で私に可能である場合に *cum salva dignitate mea potero*」という意味にも受け取られうる。その解釈は、「都合がよければ *si commodum erit*」と約された場合、すなわち「私に不都合なく可能であれば *cum sine incommodo meo potero*」とされた場合に、一層受け入れられるべきである。

第126 法文 プロクルス 書簡集第6巻

影響を読み取るところである。

私があなたに地所 *fundus* を与える場合において、「最良にして最高であるように *uti optimus maximusque esset*」との条項を明示し、また「地所の権利が所有者による劣化を被っていないことが保証されるものとする *ius fundi deterior factum non esse per dominum, praestabitur*」と付け加えたときは、「最良にして最高であるように *ut optimus maximusque sit*」と書かれた最初の部分が負担のないことを意味するのだとしても、それ以上のことは何も保証されない。また後の部分が付け加えられていなかったならば、私は負担のないことを保証せねばならなかった。しかし権利の問題に関する限り、所有者によって地所の権利が劣化を被っていないということ以上については全く保証の義務を負わないという形で、私が後者の部分によって拘束を免れるには十分であると私は考える。

第127法文 カッストラトゥス 審理論第4巻

「衣服 *vestis*」という呼称には、男性のものも女性のものも、また悲劇やキタラ弾き歌いのものであろうと演劇用のものも含まれる。

第128法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第1巻

種のない者 *spado* とは、類の呼称である。その名称によって、もともと種のない者、睪丸を抜かれた者 *thlibiae*、潰された者 *thlasiae*、さらには種のない者の類に属する他の者も含まれる。

第129法文 パウルス ユリウス・パピウス法註解第1巻

死んで産まれる *mortui nascuntur* 者は、産まれた *nati* とも生を享けた *procreati* とも見られない。というのも、決して子 *liberi* と呼称さ

れないからである⁸⁶。

第130法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第2巻
遺言に基づいてなされる相続についても、法律によって帰属するものであると表現されたことに問題はない。というのも十二表法によって、遺言による相続が認められているからである。

第131法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第3巻
首項：「奸行 *fraus*」と「刑罰 *poena*」とは別のものである。というのも、奸行に刑罰が伴わないことはありうるが、刑罰に奸行が伴わないことはありえないからである。刑罰は加害 *noxa* への報いであるところ、奸行それ自体は加害とも言われるが、何らかの刑罰への先触れのようなものでもある。**第1項**：さらに「罰金 *multa*」と「刑罰 *poena*」の間にも大きな違いがある。刑罰はあらゆる違法行為 *delictum* への懲罰 *coercitio* を指す一般的な名称であるが、罰金は、今日では金銭的に制裁される罪 *peccatum* についての特別な名称だからである。ところで刑罰は金銭的なものだけでなく、頭格や名声についても科されることが常である。そして罰金は、罰金を宣告する者の裁量に基づいて負わせられるものであるが、刑罰については、各々の法律または他の何らかの法によって特別にその違法行為に対して刑罰が定められているのでなければ、科されることはない。

⁸⁶ 子が産まれたと見られるかどうかについての判断基準を示す法文が本章には少なくないが、これは有名な「三子の権」のように、出産が諸種の特権付与の要件とされていたことと関係しよう。ただしもちろん、単純に相続人の決定の問題でもありうる。

それにとどまらず、刑罰が特別に定められていないところでも、罰金は宣告される。同じく、裁判権を付与された者は、罰金を宣告できる。都市政務官及び属州総督だけが、罰金を宣告することができるように委任によって許可を与えられた。他方で刑罰については、当該犯罪 *crimen* あるいは違法行為を追及する権限を有する者が科すことができる⁸⁷。

第132法文 パウルス ユリウス・パピウス法註解第3巻

首項：「1歳児 *anniculus*」が失われるというのは、年の最終日に亡くなった者のことである。慣習的な言い回しでも、「朔日から遡って10日 *ante diem decimum kalendarum*」や「朔日から数えて10日 *post diem decimum kalendarum*」というのがそれと同様のことを示す。というのも、いずれの表現によっても、11日が指し示されること

⁸⁷ 第244法文（ラベオ）に類似の内容がある。

はないからである⁸⁸。第1項：死んで息子⁸⁹の切除処置を受けた者は産んだ者である、というのは誤りである。

第133法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第4巻

「その死亡日までに何事かを為すように *ut intra diem mortis eius aliquid fiat*」というように何ぴとかが言明したときは、何ぴとかが死亡したその日それ自体も数え入れられる。

第134法文 パウルス ユリウス・パピウス法註解第2巻

「1歳児 *anniculus*」は生まれて直ちにではなく、365日でそう呼ばれる。そして明らかなことに、その日が終わったときにではなく始まったときにである。というのも市民法上、我々は瞬間 *momenta*

⁸⁸ 1歳児 *anniculus* に関する規定としては第134法文（同じくパウルス）も存在するが、これらはおそらく、ラテン人がローマ市民権を獲得するための制度として定められた1歳児の証明 *anniculi probatio* に関わる。そこでは1歳に達した子を持つことが市民権獲得の要件とされていたために、その達成時点が問題となったのであろう。この制度につき日本語では、船田享二『ローマ法 第2巻』（改版、1969年）179頁を参照。

なお本法文と第134法文は、表現方法は異なるがほぼ同一の内容を規定していると考えてよいように思われる（生後365日の開始時点で要件を満たす）。本法文の後段はやや理解しづらいが、期間最終日（第134法文にいう365日目）が要件達成日となるのであって、その日の満了後最初の日（366日目）に達する必要はないということを経験的に表現しているのではないか。

⁸⁹ 胎児のことであろう。

temporum ではなく日をもって年を数えるからである。

第135 法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第4巻

ある者が問うのは、奇怪な、異常なあるいは未熟な児を女性が産み、あるいは外見や産声において新奇であって、人間の形ではなく、人よりもむしろ動物のような児を産んだときは、出産があったという理由によって、その女性の利となるべきか否かということである。そしてこれらの場合も、親の利とするのがよい。というのも、可能な限り法令に従っていたそれらの親に課すべきことはないし、また宿命的に生じたことを母の不利益として負わせるべきでもないからである。

第136 法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第5巻

「婿 gener」という呼称には、孫娘や曾孫娘の、またその他にも息子や娘から生まれた女たちの夫が含まれることは明白である⁹⁰。

第137 法文 パウルス ユリウス・パピウス法註解第2巻

三つ子を産んだ女性も、「3回出産した ter enixa」と見られる。

第138 法文 パウルス ユリウス・パピウス法註解第4巻

「相続 hereditas」という呼称には、遺産占有も含まれる。

第139 法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第7巻

首項：「ローマで Romae」建築物が作られると見られるのは、ロー

⁹⁰ 嫁 nurus に関する第50法文（ウルピアヌス）と対になる内容である。

マの建築物の連なりに作られるものもそうである⁹¹。第1項：建物を「完成した *perfecisse*」と見られるのは、それが既に使えるような状態にまで仕上げた者である。

第140法文 パウルス ユリウス・パピウス法註解第6巻

何ひとかが「取得した *capisse*」と解されるのは、他人のために獲得したときも含む。

第141法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第8巻

子宮を切開して産むことができた女性であっても、死亡するときに息子を有するものと考えられる。またさらに、例えば敵のもとから後に帰還することとなる息子のように、死亡の時点で有していなかった息子についても、女性が有しうる事例がある⁹²。

第142法文 パウルス ユリウス・パピウス法註解第6巻

結合は3種類の方法によるものと解される。すなわち、事柄それ自体を通じて結合が生じるか、事柄と言語とによるか、言語のみによるかである。名前と事柄との組み合わせによって繋げられる結合があることは疑いない。例えば、「ティティウス及びマエウィウスが

⁹¹ 前註9を参照。

⁹² アルチャート（前註4）は、女性が息子を有するということに関するこれら2つの事例を、前者は女性が実際には死の時点で有していなかった息子を法的な擬制によって有するものと扱う事例であるのに対して、後者は実際には有していたが法的には有しないものとされていた（第3法文第1項（ウルピアヌス）参照）息子を有するものと扱う事例であると整理する（col. 308）。

半分について相続人となれ *Titius et Maevius ex parte dimidia heredes sunt*」、あるいは「ティティウスとマエウィウスが相続人となれ *Titius Maeviusque heredes sunt*」、あるいは「ティティウスはマエウィウスとともに半分について相続人となれ *Titius cum Maevio ex parte dimidia heredes sunt*」のようにである。一方で、「及び *et*」「と *que*」「とともに *cum*」といった接続語をあなたが取り去ったとしても、それでもやはり結合していると受け取られるべきではないかを考えてみよう。例えば、「ルキウス・ティティウス、プブリウス・マエウィウスが半分について相続人となれ *Lucius Titius, Publius Maevius ex parte dimidia heredes sunt*」あるいは「プブリウス・マエウィウス、ルキウス・ティティウスが相続人となれ。センプロニウスが半分について相続人となれ *Publius Maevius, Lucius Titius heredes sunt. Sempronius ex parte dimidia heres esto*」というようにされているとき、それでティティウスとマエウィウスが半分の持分に合流し、事柄と言語とによって結合がなされていると見られるか。「ルキウス・ティティウスが半分について相続人となれ。セイウスが、ルキウス・ティティウスを私が相続人に指定した分について相続人となれ。センプロニウスが半分について相続人となれ *Lucius Titius ex parte dimidia heres esto. Seius ex parte, qua Lucium Titium heredem institui, heres esto. Sempronius ex parte dimidia heres esto*」。ユリアヌスは、半分が3つ作られているのか、ティティウスが同一の半分についてガイウス・セイウスとともに相続人に指定されているのか、疑いがありうるという。しかし、センプロニウスも半分について指定されていることからして、同一の半分に2人がまとめられて、共同して相続人に指定されたというのがより真実らしいという。

第143法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第9巻
何ぴとかが何かを「自らのもとに apud se」「有している habere」と見られるのは、それについて訴権を有しているときである。というのも、請求されうるもののことを有しているというからである⁹³。

第144法文 パウルス ユリウス・パピウス法註解第10巻
記録録においてマッスリウスは、古人における「愛人 pellex」とは、妻ではないが、誰か男性と生活をともにしている者であると記し、それは今では正しくは恋人 amica の名で、あるいはもう少し体裁を整えて内縁女 concubina と呼ばれるとする。グラニウス・フラックスはパピリウス法論において、今や一般に愛人 pellex とは、妻のある男と体の交わりがある女性のことをいうと記している。ギリシア人がパツラケ παλλακή と呼ぶ、婚姻なしに家において妻の位置にいる者のことであるとする者たちもいるという。

第145法文 ウルピアヌス ユリウス・パピウス法註解第10巻
「一人分の virilis」という呼称には全相続財産までも包含されることがある、と言われるべきである。

第146法文 クレメンティウス ユリウス・パピウス法註解第2巻
「舅 socer」「姑 socrus」という呼称には、妻や夫の祖父及び祖母も含まれると解答される。

⁹³ 前註66、また penes との対比を含む第63法文（ウルピアヌス）も参照。

第147法文 クレメンティウス ユリウス・パピウス法註解第3巻

首都に連なるところで生まれた者は、「ローマで Romae」生まれたと解される⁹⁴。

第148法文 ガイウス ユリウス・パピウス法註解第8巻

1人の息子もしくは1人の娘のいる者は、子がない sine liberis というわけではない。というのも、「子を持つ habet liberos」「子を持たない non habet liberos」という言明は、書字板 pugillares や小書付 codicilli といった言葉がそうであるように、常に複数形で述べられるからである。

第149法文 ガイウス ユリウス・パピウス法註解第10巻

もちろん我々は、子がないとはされえない者については、子を持つものと必然的に言うことになる。

第150法文 ガイウス ユリウス・パピウス法註解第9巻

「私がティティウスから得られなかった不足分を、あなたは与えることを約するか quanto minus a Titio consecutus fuero, tantum dare spondes?」というように私があなたに要約した⁹⁵場合において、私がティティウスから何も得られなかったときは、ティティウスの負っ

⁹⁴ この法文も、建築物 aedificia という語は欠けているにせよ、第2法文首項（パウルス）及びその註に掲げた諸法文と同旨の内容を持つと考えられる。

⁹⁵ 片務契約である問答契約において債権者となること、あるいはその効果を生じる行為を指す。

た全額をあなたが義務付けられるということに通常疑いはない。

第151法文 クレメンティウス ユリウス・パピウス法註解第5巻

相続財産が「得られた *delata*」というのは、何びとかが相続承認すればその相続財産を獲得 *consequi* できるという状態のことであると解される。

第152法文 ガイウス ユリウス・パピウス法註解第10巻

「人間 *homo*」という呼称に女性も男性も含まれることは疑われない⁹⁶。

第153法文 クレメンティウス ユリウス・パピウス法註解第11巻

子宮の中に残されている者は、死の時点⁹⁷では存在したと解されるべきである⁹⁸。

第154法文 マケル 20分の1法註解第1巻

1000パススは首都の里程標からではなく、建築物の連なりから数えられるべきである⁹⁹。

第155法文 リキニウス 法範録第10巻

⁹⁶ 第172法文（ウルピアヌス）と趣旨が類似した内容である。

⁹⁷ 被相続人の死亡時のことであろう。

⁹⁸ 第231法文（パウルス）及び註141をも参照。

⁹⁹ 前註9を参照。

「最近者 proximus」という呼称には、唯一人である者も含まれる¹⁰⁰。

第156法文 リキニウス 法範録第10巻

「1年のうちの大部分にわたり *maiore parte anni*」何ぴとかが占有していたと解されるためには、その者が2か月しか占有していなかったとしても、その者の相手方がより少ない日数しか占有していないか、あるいはまったく占有していなかったならばそれで足りる。

第157法文 ガッルス 語義論第1巻

首項：「壁 *paries*」とは、市壁 *murus* もしくは塀 *maceria* である。第1項：同様に「道 *via*」とは、小道 *semita* もしくは道路 *iter* である。

第158法文 ケルスス 法学大全第25巻

法の慣行においては、同一の類に属する複数のものを我々が指し示そうとするときに、我々はしばしば単数の呼称を用いるとカスケッリウスは述べる。すなわち、「多くの人がローマに来たこと *multum hominem venisse Romam*」や、「魚が安いこと *pisces vilem esse*」と我々が言うようにである。同様に、我々が問答契約を締結する場合にも、「そのことが私あるいは私の相続人に有利に判断されたならば *si ea res secundum me heredes meum iudicata erit*」、また反対に「あなたあるいはあなたの相続人がそれについて有利であるならば *quod ob eam rem te heredes tuum*」と相続人について担保をすることで足りる。もちろん衡平であるのは、相続人が複数であっても、問答契約に含まれるということである。

¹⁰⁰ 第162法文（ポンポニウス）及び第163法文（パウルス）に類似の規定がある。

第159法文 ウルピアヌス サビヌス註解第1巻

金貨もまた、我々は「貨幣 aes」と称する¹⁰¹。

第160法文 ウルピアヌス サビヌス註解第2巻

「他の ceterorum」や「残りの reliquorum」という呼称には、その全体も含まれる¹⁰²。他の奴隷がセンプロニウスに遺贈されたところ、一人の奴隷について選択権を遺贈された者に関して、マルケッルスがそのように述べた。というのは、その者が選択しないときには、全員がセンプロニウスに属するものとなるからである。

第161法文 ウルピアヌス サビヌス註解第7巻

母の胎内にいるうちは、「被後見未成熟者 pupillus」ではない。

第162法文 ポンポニウス サビヌス註解第2巻

首項：普通補充指定において、「最後に supremus」死亡する者に相続人の補充指定がされるものがあるが、唯一人を補充指定するものと解することも正当である。これは、「最近の proximus」宗族とは唯一人とも理解されうるとする十二表法の例に倣うものである¹⁰³。

第1項：何びとかが、「私の息子に何かが生じたときは、私の奴隷ダマは自由となれ si quid filio meo acciderit, Dama servus meus liber esto」というように遺言で書いたときは、息子が死亡すればダマは

¹⁰¹ aes という語が青銅を意味することから、このような説明が必要とされたのであろう。

¹⁰² 第95法文（マルケッルス）と共通する内容である。

¹⁰³ 前註100を参照。

自由となるものとする。というのも、「生じる *accidunt*」というのは生者についても言われるとしても、一般的な言い回しでは死のことも指し示されるからである。

第163 法文 パウルス サビヌス註解第2巻

首項:「最良にして最高の *optimus maximusque*」というあの文言は、あるいは唯一のものにも妥当しうる。法務官の告示について「最後の文書 *supremae tabulae*」というのが唯一のものとも理解されるというと同様である¹⁰⁴。**第1項:**「^{プエル}少年 *puer*」という呼称によって少女 *puella* も指し示される。というのも、出産して間もない女性を「^{プエルペラ}産婦 *puerpera*」と呼称し、またギリシア語でも共通してパイディオン *παιδίον* と呼称されるからである。

第164 法文 ウルピアヌス サビヌス註解第15巻

首項:「娘 *filiae*」という名称が後生の女子にも妥当することに疑問はない。「後生の女子 *postumae*」という名称の方は、既に人として生まれている女子には妥当しないことが確実であるとしても。**第1項:**「分割 *partitio*」という名称は、常に半分を指し示すのではなく、割り当てられた分に従う。何びとかが最大部分を分けるように命じられることもありうる。20分の1や3分の1、また望み通りにすることも可能である。しかし取り分が割り当てられていなかったならば、半分が義務付けられる。**第2項:**「有している *habere*」とは、有効に帰属すること *pervenire cum effectu* というように受け取られ

¹⁰⁴ 前註100を参照。

るべきである¹⁰⁵。

第165法文 ポンポニウス サビヌス註解第5巻

負債が控除されていないければ、何物も相続人に帰したとは解されない¹⁰⁶。

第166法文 ポンポニウス サビヌス註解第6巻

首項：「都市のファミリア *urbana familia*¹⁰⁷」と「田舎のファミリア *rustica*」とは、場所によってではなく類によって区別される¹⁰⁸。すなわち、管理人 *dispensator* のような者は都市の奴隷 *servi urbani* に数えないことがありうる。それは例えば、田舎の事柄について経営管理し、そこに住んでもいるという者である。共同住宅の管理人 *insularius* は農場の管理人 *vilicus* と大きく変わらないが、都市の奴隷に数えられる *urbanorum numero est*。しかし考慮されるべきであるのは、所有者自身がどのような場所に、誰であれその者を置いて

¹⁰⁵ 「有している *habere*」の意味については、第188法文首項（パウルス）もやや異なる角度から説明を加えている。

¹⁰⁶ 第39法文第1項（パウルス）及び第83法文（ヤウォレヌス）は財産 *bona* の概念と負債の控除とを結びつけるものであるが、参考になるかもしれない。

¹⁰⁷ 奴隷集団としてのファミリア *familia* については、第195法文第3項（ウルピアヌス）を参照。

¹⁰⁸ 文脈的には、類によってではなく場所によって、と読みたくなるころではある。底本のアパルトゥスも参照。なお第198法文（ウルピアヌス）においては、不動産につき都市と田舎の区別を「場所ではなく実質によって」行っているように読み取れる。

いるかということである。そのことは、ファミリアの員数 *numerus familiae* と下働き奴隷 *vicarii* から明らかとなる。第1項:「市外で一晩を過ごす *pernoctare extra urbem*」と解されるべきなのは、その夜の一部分たりとも市内にいない者である。というのも、「per」というのは夜全体を指し示すからである。

第167法文 ウルピアヌス サビヌス註解第25巻

「木炭 *carbones*」という呼称には、その材料は含まれない。しかし「薪 *ligna*」という呼称についてはどうか。ことによると、薪という呼称にも含まれないと言われることもあるだろう。薪のために持っていたわけではないからである。それでは、松明 *titio* やその他煙が出ないように焼かれた薪も、薪に数えられるのか、木炭に数えられるのか、それともそれ自身の類に数えられるのか。それは固有の類と扱われるのがよい。薪について、硫黄をしみこませたものも同一の範疇に属するというのが公正である。儀礼用松明 *fax* のために準備されたものも、そのように意図したのでない限りは薪という呼称に含まれない。オリーブの種、さらには木の実もしくは他の種についても同じである。しかし松については、完全な松の実であれば薪という呼称に含まれるものとする¹⁰⁹。

第168法文 パウルス サビヌス註解第4巻

杭 *pali* 及び杖 *perticae* は材料の範疇に入れられるべきであり、そし

¹⁰⁹ 学説彙纂第32巻第55章第1法文第7-10項（ウルピアヌス）に重複する内容が見られる。

てそれゆえに「薪 *ligna*」という名称には含まれない¹¹⁰。

第169法文 パウルス サビヌス註解第5巻

引渡においてのみならず、購入、問答契約及び遺言においても、「最良にして最高であるように *uti optimus maximusque est*」という付加文は、負担のない不動産 *praedium* が給付されるということの意味しており、その不動産のために地役権が設定されているということまでは意味しない¹¹¹。

第170法文 ウルピアヌス サビヌス註解第33巻

「相続人 *heres*」という呼称によって、たとえ文言上明示されていなくとも、あらゆる承継人 *successores* が指し示されると考えられるべきである。

第171法文 ポンポニウス サビヌス註解第16巻

「あなたに帰属した *pervenisse ad te*」と言われるのが正当であるのは、被解放自由人からの相続財産を保護者たる家子とその養父のために取得した場合について解答されたように、あなたを通じて他人に帰属した場合もである。

第172法文 ウルピアヌス サビヌス註解第38巻

¹¹⁰ 学説彙纂第32巻第56章（パウルス）に重複する内容が見られる。

¹¹¹ 前註65を参照。底本では学説彙纂第21巻第2章第75法文（ウェヌレイウス）が参照されており、本法文と共通する内容が扱われている。

「被解放自由人 *libertus*」という呼称に被解放自由女 *liberta* も含まれるということに争いはない¹¹²。

第173法文 ウルピアヌス サビヌス註解第39巻

首項:「仲間 *collegae*」という呼称には、同一の権力に服する者も含まれる。第1項:都市の近郊より離れている者は、「不在である *abest*」。そうではなくて近郊までに留まっている者は、不在であるとは見られないものとする¹¹³。

第174法文 ウルピアヌス サビヌス註解第42巻

「盗人ではない *furem non esse*」と約することと、「盗及び加害と無縁である *furto noxaeque solutus*」というのとは異なる。というのも、盗人ではないと言明する者はその奴隷の素行について語っているのに対して、盗及び加害と無縁であると言う者は、誰に対しても盗による責めを負っていないことを約しているからである¹¹⁴。

第175法文 ポンポニウス サビヌス註解第22巻

「為すこと *faciendi*」という文言には、返還することも含まれる。

第176法文 ウルピアヌス サビヌス註解第45巻

「弁済 *solutio*」という言葉には、満足させること *satisfactio* 全ても

¹¹² 第152法文(ガイウス)と趣旨が類似した法文である。

¹¹³ 第199法文首項(ウルピアヌス)に類似の内容が存する。

¹¹⁴ 現実に犯行に及んだ者であるか否かとは独立して、盗人という形容がなされうることについては、第225法文(トリフォニウス)も参照。

含まれるべきであることは認められている。弁済する *solvere* ものと我々が述べるのは、為すと約したそのことを為した者である。

第177法文 ウルピアヌス サビヌス註解第47巻

ギリシア人がソリテス *σολίτης* と呼称した詭弁 *cavillatio* の本質は、明らかな真実にわずかな変更を加えることで、明らかに誤っているところへと議論を導くことである¹¹⁵。

第178法文 ウルピアヌス サビヌス註解第49巻

首項：「財 *pecunia*」という語は現金 *numerata pecunia* のみならず、あらゆる財すなわちあらゆる物体 *corpora* を含む。というのも、物体も財という呼称に含まれることには、誰も異を唱えないからである¹¹⁶。**第1項：**「相続財産 *hereditas*」とは法的な名称であり、それ自体に増加も減少も生じる。ところで相続財産は、特に果実によって増加する。**第2項：**「訴権 *actio*」という言葉には特殊なものと同一般的なものがある。すなわち、請求 *petitio* が対人であれ対物であれ、全て訴権と言われる。しかし我々は多くの場合、訴権 *actiones* は対人的であるというのを常とする。これに対して「請求 *petitio*」という言葉は対物訴権を意味するものと見られる。「追求 *persecutio*」と

¹¹⁵ 学説彙纂第50巻第17章第65法文（ユリアヌス）にほとんど同一内容の法文が収録されている。これらの法文については、U. Babusiaux, *Quod Graeci ... vocant - Emblematischer Codewechsel in den Juristenschriften*, in: Hallebeek, J., Schermaier, M., Fiori, R., Metzger, E. and Coriat, J.-P. (eds.), *Inter cives necnon peregrinos: Essays in Honour of Boudewijn Sirks*. V&R Unipress, Goettingen 2014, pp. 35-60, esp. pp. 38-40 も参照。

¹¹⁶ 第222法文（ヘルモゲニアヌス）と同旨である。

いう言葉には特別手続による追求が含まれると私は考える。例えば信託遺贈のそれや、通常の法による実行手段 *exsecutio* を有さないその他の場合におけるそれである¹¹⁷。**第3項**：「義務を負った *debut*」というこの語は、市民法によるか名誉法によるか、また信託遺贈による請求がされるかに関わらず、あらゆる訴権をなべて包含するものと解される。

第179法文 ウルピアヌス サビヌス註解第51巻

「その物が有するであろう価額について *quanti ea res erit*」あるいは「その物が有することが明らかである価額について *quanti eam rem esse parat*」との文言は、何も異なるない。いずれの条項においても、物の真正な金銭評価がなされることを定めているからである。

第180法文 ポンポニウス サビヌス註解第30巻

首項：「小屋 *tugurium*」という呼称によっては、都市の住居というよりも農村の管理所にふさわしいようなあらゆる建築物が指し示される。**第1項**：オフィリウスが述べるには、小^{トゥグリウム}屋 *tugurium* というのは^{テグラリウス}瓦造り *tegularius* と同じく、^{テクトゥス}屋根付きの *tectus* という言葉に由来してそのように呼ばれており、それは^{テガムル}着せられる *tegamur* ということからトガ *toga* と呼ばれるのと同様のことである。

¹¹⁷ 訴権、請求、追求の3語が並列される法文として、第49法文（ウルピアヌス）がある。訴権と請求を並列するのが第10法文（ウルピアヌス）、追求を訴権に含めるのが第34法文（パウルス）である。

第181 法文 ポンポニウス サビヌス註解第35巻

「帰する *pertinere*」というこの文言は、極めて広い意味を持つ。というのもそれは、我々の所有物である目的物にも適合するし、我々の所有物ではないにしても何らかの権利によって我々が占有している目的物にも適合するからである。さらには、それらの原因がいずれも現に存在しないが、存在することになりうるという物についても、我々に帰するものと我々は言う。

第182 法文 ウルピアヌス 告示註解第27巻

奴隷が「財産 *bona*」を有しえないように、自由人たる家父は「特有財産 *peculium*」を有しえない。

第183 法文 ウルピアヌス 告示註解第28巻

「^{タバベルナ}建屋 *taberna*」という呼称は、居住に役立つ建物すべてを示すが、^{タブリス・クルデイトウル}板で囲まれた *tabulis cluditur* ということから来しているのではない¹¹⁸。

¹¹⁸ 後段についてはフェストゥス『言葉の意味について』（前註3）490頁に類似の記事があるが、それは *taberna* についてではなく次の法文に登場する *tabernacula* についての説明である。すなわち板で囲まれているからではなく、かつてはそれ自体が板で作られていたからであるという（なお同書34頁の *contubernales* の項にも *tabernacula* の説明があり、天幕 *tentorium* や皮 *pellis* によって作られていてもやはり *tabernacula* と呼ばれるとする）。確かに単語の形を考えると、語源論としては *tabernacula* の説明である方が自然にも思われる。底本のアラトゥスにも提案があるように、この部分には何らかの欠落があるの

第184 法文 パウルス 告示註解第30巻

そこから^{タベルナクラ}幕 宮 tabernacula や ^{コントゥベルナレス}戦 友 contubernales との言葉もある。

第185 法文 ウルピアヌス 告示註解第28巻

それに対して「設えられた instructa」店舗 taberna というのは、物品および人員について商売の準備ができていものであると我々は理解する。

第186 法文 ウルピアヌス 告示註解第30巻

「委託する commendare」とは、委ねる deponere ことにほかならない。

第187 法文 ウルピアヌス 告示註解第32巻

「取り立てられる金銭 exacta pecunia」という文言は、弁済のみならず指図にも関連付けられるべきものである。

第188 法文 パウルス 告示註解第33巻

首項：「有している habere」と言われるのには二つの場合があり、一つは所有権によるもので、もう一つは購入した者が妨げなしに保持していることを指す¹¹⁹。第1項：「担保 cautum」とは、人あるいは物によって担保を受ける cautum sit ことと解される。

かもしれない。

¹¹⁹ 前註105を参照。

第189法文 パウルス 告示註解第34巻

「為すことを要すること *facere oportere*」とは、合意に反する行為を行わないようにし、またそれが為されないように注意することをも意味する。

第190法文 ウルピアヌス 告示註解第34巻

「属州人 *provinciales*」とは、属州に住所を有する者のことであって、属州出身の者のことではないと我々は理解すべきである。

第191法文 パウルス 告示註解第35巻

「離婚 *divortium*」と「破談 *repudium*」とは、将来の婚姻であっても破談にされる *repudiari* ことは可能である一方で、婚約者 *sponsa* を離婚した *divortisse* と言うことは正しくない、という点において異なる。離婚というのは、別れる者たちが別の向きへと離れていく *in diversas partes eunt* というところからそう言われるからである¹²⁰。

第192法文 ウルピアヌス 告示註解第37巻

「あるいはそれ以上 *plurisve*」というこの付加語は、無限定の金額を含むものではなく、適度に抑えられた額のことである。例えばこの「10ソリドゥスあるいはそれ以上 *solidos decem plurisve*」という評価が、ごく小さな量に結び付けられているように。

第193法文 ウルピアヌス 告示註解第38巻

「その物が有することが明らかである価額について *quanti eam rem esse paret*」というこの言葉は、利害関係額にではなく、物の金銭評

¹²⁰ 前註73を参照。

価額に結び付けられる。

第194法文 ウルピアヌス 告示註解第43巻

「贈与物 *donum*」と「贈物 *munus*」とは、類と種の関係にある。すなわちラベオによれば、贈与するということから *a donando* そのように呼ばれる贈与物が類に当たり、贈物は種である。というのも贈物は、例えば誕生日や結婚といったような原因が伴った贈与物だからである¹²¹。

第195法文 ウルピアヌス 告示註解第46巻

首項：男性の形で示される表現は、しばしば両性に拡張される¹²²。

第1項：「ファミリア *familia*」という呼称がどのように受け取られるか、見てみよう。それが様々な受け取られることは確かである。というのも、物に対しても人に対しても用いられるからである。物に対しては、例えば十二表法に「最近の宗族がファミリアを有すべし *adgnatus proximus familiam habeto*」いう文言がある¹²³。一方で、保護者と被解放者について法が述べる時に、以下のようにファミリアの意味が人に関連付けられている。「そのファミリアから *ex ea familia*」と法は言う、「そのファミリアへ *in eam familiam*」と。そしてここでは、法が個別の人々について述べていることは明らかである。第2項：またファミリアという呼称は、それ自身に固有の法関

¹²¹ *munus* については前註19を参照。

¹²² 第152法文（ガイウス）をはじめとして、多くの法文と関係する内容である。

¹²³ これは「家産」とも訳出するであろう。

係あるいは親族全体に共通の法関係によって結ばれる、ある統一体という意味にも関連付けられる¹²⁴。固有の法関係によってファミリアであると我々が言うのは、自然あるいは法によって単一の権力のもとに服する複数の人々、例えば家父、家母、家子、家女であり、そしてさらにそれに続く者たち、例えば男孫と女孫及びその子孫もである。ところで家父と呼ばれるのは、その一家 *domus* において主人権 *dominium* を有する者であって、息子がいないとしてもこの名前で呼ばれることが正当である。というのも、我々は単にその人物を示しているのではなく、法関係をも示しているからである。さらに我々は、未成熟者をも家父と呼ぶ。そして家父が死亡すると、その者に服属していた各構成員は個別のファミリアを有するに至る。個々の者が家父の名称を引き継ぐからである。同じことは、家父権免除された者についても生じる。ここでもその者は自権者となって、自らのファミリアを持つからである。我々が共通の法関係によるファミリアと言うのは、全ての宗族のことである。というのも、たとえ家父が死亡して個々の者が個別のファミリアを有するとしても、単一の権力のもとにあった者はみな、同一の一家 *domus* 及び氏族から生じており、同一のファミリアに属すると称されるのが正当だからである。**第3項**：法務官が公の者 *publicanus*¹²⁵のファミリアについて述べている、盗に関する表題のもとに置かれる法務官告示において我々が示すように、奴隷の集まりをも我々はファミリアと称することを常とする。しかしここではあらゆる奴隷が指し示されて

¹²⁴ 本項、第4項及び第5項、また第196法文における「ファミリア」は、ほぼ「家」と訳して差し支えないように思われる。

¹²⁵ いわゆる徴税請負人を示す。第16法文を参照。

いるのではなく、その事柄のためにすなわち徴税のために準備されたある奴隷集団が指し示されている。しかし他の部分の告示では、あらゆる奴隷が含まれている。集団的な強迫について、また暴力による財産強奪について、同様に買主あるいは彼のファミリアの手によって劣化を被った物が返還された場合の解除について、また暴力に関する特示命令について、ファミリアという呼称はあらゆる奴隷を包含する。さらに息子も含まれる。**第4項**：同じく、いわば記憶の源泉から流れ出てくるかのように、究極的に同一の祖を持つ血脈を承けた多数の人々が属するのもファミリアと称される（我々がユリウスのファミリアなどと言うように）。**第5項**：しかし女性は、自らのファミリアにとって始まりでもあり終わりでもある。

第196法文 ガイウス 属州告示註解第16巻

首項：ファミリアという呼称には、家長自身も含まれる。**第1項**：女性の子がその女性のファミリアに属さないことは明白である。というのも、出生した者は家父に従うからである。

第197法文 ウルピアヌス 告示註解第50巻

「知らせた *indicasse*」とは報告した *detulisse* ということであり、「責めを負わせた *arguisse*」とは告発して *accusasse* 立証した *convicisse* ということである。

第198法文 ウルピアヌス 全裁判所論第2巻

都市内に *in oppidis* 所在するものだけでなく、ことによると田舎屋敷 *villa* や村落に所在する宿小屋 *stabula* その他の貸間 *meritoria*、あるいは専ら娯楽に供される別荘であっても、あらゆる建築物

aedificia を我々は「都市不動産 urbana praedia」であると理解する。場所ではなく実質によって都市不動産とされるからである。それゆえに庭園もまた、それが建築物の内に造られたものであるならば、都市のもの urbana という呼称に含められると言われるべきである。明らかなことに、葡萄園あるいはことによると菜園による庭園の収益が大きいならば、むしろそれは都市のものではない。

第199法文 ウルピアヌス 全裁判所論第8巻

首項：「不在者 absens」であると我々が理解すべきであるのは、請求がなされているその場所にいない者である。すなわち、我々は不在者が海を越えていることを求めない。仮に都市の近郊にいなかったという場合でも、不在である。そうではなく近郊までの範囲にいるならば、隠れているのでない限りは不在とは見られないものとする¹²⁶。**第1項：**敵によって捕らえられている者は不在とは見られないが、賊によって留め置かれている者は不在と見られる¹²⁷。

第200法文 ユリアヌス 法学大全第2巻

「加害と無縁であることが保証される noxis solutum praestari」というこの問答契約は、公の処罰や重大な懲罰にかかる加害にまで及ぶものとは評価されない。

第201法文 ユリアヌス 法学大全第81巻

正当な解釈によって承認されるべきは、「息子 filius」という呼称について家娘 filia familias が含まれると我々がしばしば解答するもの

¹²⁶ 第173法文第1項（ウルピアヌス）と類似の内容である。

¹²⁷ 両者の区別については、第118法文（ポンポニウス）を参照。

とするのと同様に、孫もまた包含されるということであり、また「父 pater」という名称は祖父をも示すと解される、ということである¹²⁸。

第202法文 アルフェヌス 法学大全第2巻

遺言において、相続人が葬儀あるいは記念物に「ただ100金を dumtaxat aureos centum」費やすように書かれていたとするならば、その額を下回る出費に留まることは許されない。より多くの出費を望むときは許され、そのことをもって遺言に反するものと見られることもない。

第203法文 アルフェヌス 法学大全第7巻

シチリア港の監察官による条項には、以下のように書かれていた。「何びとかがその住居に向けて、自分自身の用に供するために奴隷を引き連れるときは、その奴隷について関税を払わないように servos, quos domum quis ducet suo usu, pro is portorium ne dato」。問われたのは、何びとかが奴隷をシチリアからローマへと、地所 fundus の準備をするために差し向けたときに、その者がそれらの人員について関税を払うべきか否かである。この文章には二つの問題点が存在すると彼は解答した。すなわち一つ目は、「住居に向けて引き連れる domum ducere」とは何なのかであり、二つ目は、「自分自身の用に供するために引き連れる suo usu ducere」とは何なのかであるという。従ってしばしば問題になるのは、属州であれイタリアであれその者が住んでいる場所なのか、それとも単に彼の故郷に住居があるとされるのが正当であるのか、である。しかしそのことにつ

¹²⁸ 前註62を参照。

いては、その者が座所と帳簿とを有し、自らの事柄を処理していた場所が、各人にとっての住居であると評価されるべきことが定められている。それに対して、「自分自身の用に供するために *usu suo*」とは何かということについては、大きな疑問があった。そして認められているのは、自分自身のために準備されている生活必需品については、それに含まれるということである。同様に奴隷についても同じ理由から、どのようにしてその利用が自分自身のために準備されているかが問われるという。執事、共同住宅管理人、農場管理人、玄関番、機織り、職人及び農夫といった、家父が果実を得る農地を耕作するために保有されている者であって、自ら養っている者、そしておよそ自らが保有して何らかの事柄に利用する目的で購入しており、売却する目的で購入したのではないあらゆる奴隷は、それに含まれるのかどうか。そして家父が自分自身のために利用している者であると見られるのは、その身体及び自身の装いの管理のために配備され差し向けられる者のみであるという。その類には、マッサージ奴隷¹²⁹、寝室奴隷、料理人、従者その他同様の用に供される者が数えられる。

第204法文 パウルス アルフェヌス抜粋集第2巻

「少年 *pueri*」という呼称は、3つの意味を有する。1つ目は、我々が全ての奴隷を少年と称する場合である。2つ目は、少女 *puella* の対義において少年という場合である。3つ目は、少年期 *puerilis aetas* を我々が示す場合である。

¹²⁹ テキストには *iunctores* とあるが、*unctores* と読む底本のアパラトゥスにおける修正提案に従う。

第 205 法文 パウルス アルフェヌス抜粋集第 4 卷

地所 fundus を売却した者が、「果物 pomum」を留保した。それはすなわちクルミ、イチジク及びブドウであるが、ブドウは堅い実で紫色の、ブドウ酒用のものではなくギリシア人が食用 τρωξιμους と呼称する種類に属するものだけが、留保されたと見られるという¹³⁰。

第 206 法文 ユリアヌス ミニキウス抜粋第 6 卷

「ブドウ酒の vinaria」容器とは、本来は圧搾用の容器であることに異論はない。しかし甕及び壺も、ブドウ酒が入っている限りにおいてはそう呼ばれる状態にある。ブドウ酒がその中からなくなると、例えば穀物を入れるという場合のように他の用途に変更されうるので、そこには数え入れられない。アンフォラについても同じ状態であり、ブドウ酒が入っているときはブドウ酒の容器になるが、空であるときはブドウ酒の容器には数え入れられない。他の物が入れられうるからである。

第 207 法文 アフリカヌス 質疑録第 3 卷

「商品 merx」という呼称には人間 homines は含まれないとメラは述べる。そのことから、奴隷商人 mango は商人 mercator ではなく奴隷商 venaliciarius と呼称されるとも彼は述べ、そしてそれは正当

¹³⁰ アルチャート（前註 4）が col. 383 で触れているように、食用と飲用とを区別して前者のみを果物 pomum の呼称に含めるという解釈が本法文では提示されているのであろう。ここでのギリシア語はその文脈で説明的に用いられているようであり、いずれかのラテン語の類語として登場するものではないので、本文の通り邦訳した。

である。

第208法文 アフリカヌス 質疑録第4巻

「財産 bona」という呼称は、相続財産 hereditas と同様に、ある総体及び継承の権利を示すものであり、個別の物を示すものではない¹³¹。

第209法文 フロレンティヌス 法学提要第10巻

「ティティウスの面前で coram Titio」何事かを為すように命じられた者は、彼が認識していなければ、彼のいるところでそれを為したとは見られない。従って彼が精神錯乱状態にある、幼児である、あるいは眠っているならば、彼の面前で為したとは見られない。しかし彼は知っているべきではあるが、彼が望んでいることまでは必要ない。というのも、彼の意には反していても、命じられたことは正当に為されるからである。

第210法文 マルキアヌス 法学提要第7巻

都市の奴隷 mancipia urbana から生まれ、養育のために田舎屋敷 villa に送られた者は、都市の奴隷 urbani servi であるとされる。

第211法文 フロレンティヌス 法学提要第8巻

「地所 fundus」という呼称には、あらゆる建築物 aedificium 及び土地 ager が含まれる。ところで都市の建築物は「建物 aedes」と言われ、農村の建築物は「田舎屋敷 villa」と言われるのが慣例である。一方で建築物のない場所 locus は都市では「空地 area¹³²」、農村では

¹³¹ 前註21も参照。

¹³² 空地 area が本来空いた場所 locus vacuus のことであるという説明

「土地 ager」と呼ばれる。また同じく土地 ager が建築物 aedificium を伴っていれば「地所 fundus」と言われる。

第212法文 ウルピアヌス 姦通論第1巻

「^{ブラエウァリカトレス}背信者 praevaricatores」と我々が呼称するのは、自らの相手方に訴訟の勝利を譲り、また原告の側を離れて被告の側に付くような者である。すなわち、^{ウァリコ}大股で歩く varico というところから背信者と言われている。

第213法文 ウルピアヌス 法範第1巻

首項：「期限が開始する *cedere diem*」とは、金銭を支払う義務が発生することを意味する。「期限が到来する *venire diem*」とは、金銭が請求されうる日が到来したということの意味する。何びとかが単純に *pure* 要約した¹³³ところでは、期限は開始し到来する。期限が付されているところでは、期限は開始しているがまだ到来していない。条件が付されているところでは、条件が成就するまでは、期限は開始も到来もしない。**第1項：**「借金 *aes alienum*」とは、我々が他人に負っているもののことである。「貸金 *aes suum*」とは、他人が我々に負っているもののことである。**第2項：**「重過失 *lata culpa*」とは、極度の懈怠である。すなわち、誰もが理解することを理解しないこ

はフェストゥス『言葉の意味について』（前註3）10頁にも存在し、干上がったように何も生み出せない場所であるという説明がそこでは付け加えられている。

¹³³ *stipulatus*. 註55及び註95の部分と共通の用語法である。

とである¹³⁴。

第214法文 マルキアヌス 公訴訟録第1巻

「負担 *munus*」とは本来、法律や慣習あるいは命じる権力を有する者の命令によって、我々が否応なしに果たすもののことである。一方で「奉仕 *dona*」とは本来、法的な義務によるいかなる強制もなしに、自発的に提供されるもののことである。それが提供されないからといっていかなる非難もなく、そして提供されたならばしばしば賞賛の対象となる。最後に、あらゆる負担が奉仕とも受け取られるということはないが、奉仕であるものが負担とも主張されるのは正当である、というところに至った。

第215法文 パウルス フフィウス・カニニウス法註解単巻書

「権力 *potestas*」という語によって、複数のことが指し示される。政務官の地位については命令権、子供の地位については家父権、奴隷の地位については主人権である。さらに、我々が加害者委付に係る訴えを提起し、その相手方が奴隷を擁護しなかったというときに、その奴隷の身体に対して及ぼす手段及び権力のことをも指し示す。アティニウス法においては、所有者が盗品を取戻請求する権力を有しているという場合にも、その盗品が所有者の権力下に至ったものと見られる、とサピヌス及びカッシウスが述べている。

第216法文 ウルピアヌス アエリウス・センチウス法註解第1巻

¹³⁴ 第223法文及び第226法文（ともにパウルス）に類似の内容が含まれる。

正しいのは、監獄に閉じ込められている者は「縛られている vincitum」
とも「繋がれている in vinculis」とも見られないということである。
ただし、その身体に鎖が付けられている場合は別である。

第217法文 ヤウオレヌス ラベオ遺作抄録第1巻

首項：「話せるようになったとき cum fari potuerit」という条件と、
「話せるようになった後 postquam fari potuerit」という条件とは大きく異なる。というも、後者の文言がより多くのことを含むということ、そして「話せるようになったとき cum fari potuerit」というのがより厳密に、初めて話せた時点のみを意味するということは明らかだからである。第1項：また、「複数日以内にそれを為すべし illud facito in diebus」というようにして条件が付された場合において、さらに付加されたものが何もないときは、2日以内に条件が成就されることを要する。

第218法文 パピニアヌス 質疑録第27巻

為すこと facere という語は、与える、弁済する、支払う、判断する、移動するといったあらゆる行為が為される状況をなべて包含する。

第219法文 パピニアヌス 解答録第2巻

合意においては、文言よりもむしろ契約当事者の意思が考慮されるというのが通説である。それゆえに、地方都市が公有地 vectigalis を賃貸し、それを受けた者の相続人にも及ぶという条項を付したときは、相続人の権利は受遺者にも移転されえた¹³⁵。

¹³⁵ 関係する法文として、学説彙纂第6巻第3章第1法文首項を参照。

第220法文 カツリストラトゥス 質疑録第2巻

首項：「子 *liberi*」という呼称には、孫及び曾孫その他それらの者から生まれた者たちが含まれる。実際、それらすべての者を十二表法はその呼称に包含している。というのも、後に連なるすべての者について給付がされることを望んだのではなく、明示的に列挙された者のみを対象にするというときには、法は親族関係に単独の呼称（例えば息子、孫及び曾孫その他それらの者から生まれた者たち）を用いることを要求するからである。そして特定の人物や何らかの世代に対してではなく、同一の血統から生まれた全ての者に対して給付がされる場所では、子という呼称によって包含される。**第1項：**しかしパピリウス・フロントも解答録第3巻で述べることには、不動産 *praedium* が農場管理人及びその伴侶も含めて息子たち *fili* に遺贈されるときは、遺言者が異なる意思を有していたのでない限り、息子たちから生まれた孫も含まれる。というのも、息子 *filius* という呼称はしばしば、各所で孫 *nepos* とも受け取られていることが明らかだからである。**第2項：**神皇マルクスもまた、自分の孫である相続人を遺した者は、子のない死者とは見られないと勅答している。**第3項：**またこれら全てに加えて自然が我々に教えるのは、子をもうける意図で結婚して妻を迎える敬虔な親 *parentes* が、息子という呼称によって我々の子孫すべてを含めているということである。というのも、我々は自らの孫を息子という名称以上に好ましく呼び表すことはできないからである。そして実際、我々が息子や娘を懐胎して産むというのは、彼ら彼女らの子孫によって我々の記憶

を永遠にとどめようとするがゆえのことなのである¹³⁶。

第221法文 パウルス 解答録第10巻

パウルの解答するところでは、偽の後見人とは後見人でない者のことであるというのが正しく、後見人が被後見人のために実際に選任されているか否かは問わない。偽の遺言書というのが遺言書でないものことであり、不正な計量容器というのが計量容器でないものことであると同様である。

第222法文 ヘルモゲニアヌス 法の抄録第2巻

「財 pecunia」という呼称には、現金 numerata pecunia のみならず、土地も動産も、また有体物も諸権利も含め、あらゆるものが含まれる¹³⁷。

第223法文 パウルス 断案録第2巻

首項：重過失 *lata culpa* の境界は、誰もが理解することを理解しないというところにある¹³⁸。第1項：我々は、知り合っただけの関係の者を「友人 *amici*」と称するべきではない。友人とは、家父を伴った親交の関係が、名誉ある理由によって求められた者である。

第224法文 ウェヌレイウス 問答契約録第7巻

「拘束 *vincula*」という呼称によって、私的な拘束も公的な拘束も指し示されるが、「拘禁 *custodia*」は公的な拘禁のみを指し示す。

¹³⁶ 前註62を参照。

¹³⁷ 第178法文首項（ウルピアヌス）と同旨である。

¹³⁸ 第213法文第2項（ウルピアヌス）と同旨である。

第225法文 トリフォニヌス 討論集第1巻

「逃亡奴隷 *fugitivus*」には、たとえそうするつもりであると強く表明していた場合でも、主人から逃れることを計画しただけの者は当てはまらず、現実に意図的に逃亡を開始した者が逃亡奴隷である。というのも、盗人や姦通者や賭博者についても、決して他人の物を所有者の意思に反して奪ってはいない者や、他人の家母を損なっていない者であっても、ただ機会が与えられればそれを犯すという精神の状況にあるのであれば、そのようにただ各人の内心を示す何らかの徴表によってその名称で呼ばれることはありうるけれども、しかしそれがまさにそれらの犯罪 *crimina* であると解されるには、行動が伴う必要があるからである。そしてそれゆえに、逃亡奴隷や怠業奴隷 *erro* についてもまた、その表現行為のみにはよらず、何らかの行動をもってそう解されるということが確立されている。

第226法文 パウルス 便覧第1巻

重度の懈怠 *magna neglegentia* は過失 *culpa* である¹³⁹。重度の過失は悪意 *dolus* である。

第227法文 パウルス 便覧第2巻

首項：告示のうち、「そしてその者の相続人であることを要する者 *tum quem ei heredem esse oportet*」という部分に基づいては、相続人の相続人には遺産占有は付与されない¹⁴⁰。**第1項：**同様に補充指定

¹³⁹ ここまで第213法文第2項（ウルピアヌス）とほぼ同じ。

¹⁴⁰ 「相続人の相続人」の扱いについて、前註52を参照。なお本法文冒頭の告示は、法定相続人に与えられる遺産占有に関するものであ

において、「私の相続人となる者は誰でも *quisquis mihi heres erit*」という文言によって最近の相続人のみが指し示されるが、実際には最近の相続人だけではなく、指定相続人も対象となる。

第228法文 パウルス 審理論単巻書

「編入都市市民 *municipes*」と解されるべきであるのは、その同じ編入都市で生まれた者でもある。

第229法文 パウルス 黙示の信託遺贈論単巻書

「妥結されあるいは終結した *transacta finitave*」と我々が解すべきであるのは、それについて争いがあったところのものだけでなく、争いなく占有されたものについてもである。

第230法文 パウルス オルフィティウス元老院議決註解単巻書

例えば、裁判によって終了し *terminata*、和解によって解決し *composita*、長期の沈黙によって終結する *finita*。

第231法文 パウルス テルトゥリアヌス元老院議決註解単巻書

誕生が予期されている胎児を存在するものとして扱うと我々が言うのは、その胎児自身の権利が問われているときに限って正しい。一方でそれ以外の者のためには、誕生しない限りは有利に扱われな

る（学説彙纂第38巻第7章「法定相続人として *unde legitimi*」の第1法文を参照）。

い¹⁴¹。

第232法文 ガイウス 言語債務論第1巻

「30金以上のもの quae sunt pluris aureorum triginta」という言明は、分量 *quantitas* と金銭評価額 *aestimatio* とを指し示すものである。

第233法文 ガイウス 十二表法註解第1巻

首項：^{シ・カルウイトウル}「謀った場合 *si calvitur*」というのは、妨げて詐ることである *et moretur et frustretur*。そこから ^{カルムニアトル}濫訴者 *calumniator* という呼称も出てきたが、それは奸行 *fraus* や詐術 *frustratio* を用いて訴訟によって他人を損なうからである。そこから ^{カウイラティオ}詭弁 *cavillatio* とも言われた。第1項：1月朔日から数えて第3日に、元首の健康のために祈願が捧げられる。第2項：^{テルム}「飛び道具 *telum*」は、一般的には弓から放たれるものの呼称であるが、手から放たれるものも全て同様に指し示される。そのことからして、石も木も鉄もこの名称に含まれる。そしてその名は、ギリシア語では^{アポ・トゥ・テル}「遠いということから *ἀπὸ τοῦ τηλοῦ*」と表現されるように、遠くに放たれるものということから言われたものである。またこの意味を、ギリシア語による名称にも我々は見出すことができる。というのも、我々が飛び道具と呼称するものを、彼らはペロス *βέλος* と呼称しているからである。これは、^{アポ・トゥ・バレスタイ}投げるということから来ている *ἀπὸ τοῦ βάλλεσθαι*。クセノ

¹⁴¹ 「子宮に残された者」に関する第153法文（クレメンティウス）の内容を補うものと理解されようか。

フォンは以下のように記して、我々に教示している。また飛び道具が一斉に、槍も、矢も、投石具も多くの石も飛んだ *καὶ τὰ βέλη ὁμοσε ἐφέρετο, λόγχοι, τοξεύματα, σφενδόνας, πλεῖστοι δὲ καὶ λίθοι*¹⁴²。そして弓から放たれるものは、ギリシア人のもとではトクセウマ *τοξεύμα* という固有の名称で呼ばれるが、我々のもとでは飛び道具という共通の名称で呼ばれる。

第234法文 ガイウス 十二表法註解第2巻

首項：我々が敵 *hostes* と呼称するものを、古人は「敵勢 *perduelles*」と呼称していた。その語を付すことによって、戦 *bellum* の相手方であることを示している。**第1項：**資力のある者 *locuples* とは、原告が回復を請求するものの規模に対して、十分に足りるだけのものを有している者のことをいう。**第2項：**「生活する *vivere*」という文言は、食べ物に結び付けられると考える者もいる。しかしオフィリウスがアッティクス註解で述べるには、衣服 *vestimenta* と寝蓐 *stramenta* もその文言に含まれるのであり、というのもそれなしでは何ぴとも生活することができないからという。

第235法文 ガイウス 十二表法註解第3巻

首項：「運ばれる *ferri*」と述べるのが適切であるのは、何ぴとかが自身の体で担ぐ *baiulat* 物である。「運搬される *portari*」というのは、

¹⁴² 第2項はここまで、ユ帝の『法学提要』第4巻第18章第5法文（ガイウスの名が引かれている）と重複する。クセノフォンの引用は『アナバシス』第5巻第2章第14節からであるが、底本のアパルトゥスに指摘される通り、テキストに少しの異同がある。

何ぴとかが役畜によって運んでいくものである *secum ducit*。「追い立てられる *agi*」のは、動物である。**第1項**:大工 *fabri tignarii* と我々が言うのは、建材 *tigna* で工作を行う者のみならず、建築を行う者すべてである。

第236法文 ガイウス 十二表法註解第4巻

首項:「薬物 *venenum*」と述べる者は、それが良いものか悪いものかを付け加えるべきである。というのは、摂取者の身体状況と摂取物とを置き換える全てのものが薬物という名称に含まれるので、薬 *medicamenta* もまた薬物だからである。我々が薬物と呼称するものをギリシア人はファルマコン *φάρμακον* といい、彼らのもとでも、薬と害をなすものがいずれもその名称に含まれる。そこで、別の名称によってさらに区別がなされる。彼らにおける至高の詩人であるホメロスが我々に示すところでは、以下のように述べられている。薬物は、調じれば多くが良薬となるが、多くが毒ともなる *φάρμακα, πολλὰ μὲν ἐσθλὰ μμιγμένα, πολλὰ δὲ λυγρὰ*¹⁴³。**第1項**:「木の实 *glans*」という呼称には、ヤウオレヌスが述べるように、果実 *fructus* の全体が含まれる。これは、あらゆる種の樹木についてアクロドリュア *ἀκρόδρυα* と呼称されるギリシア語の言葉遣いに倣っている。

第237法文 ガイウス 十二表法註解第5巻

2つの否定辞が用いられるとき、法律は禁止したというよりもむしろ容認していると言える。またこのことをセルウィウスも註記している。

¹⁴³ 『オデュッセイア』第4歌第230行。

第238法文 ガイウス 十二表法註解第6巻

首項:「平民 plebs」とは、元老院議員階層を除いた他の市民である。

第1項:「証言付きで通告された detestatum」とは、宣誓証言 testatio

によって通告されたこと denuntiatio である¹⁴⁴。第2項:「質^{ピグナス}

pignus」は^{プグナス}拳 pugnus に由来してそう呼ばれるが、それは質のため
に与えられる物が手によって引き渡されるからである。そこから
さらに、一部の者たちが考えるように、質は本来的には動産で構成
されるということも真実であると見られうる。第3項:「悪行 noxia」
という呼称には、違法行為 delictum 全体が含まれる。

第239法文 ポンポニウス 法学通論単巻書

首項:「被後見未成熟者 pupillus」とは、その者が未成熟である時に、
死亡¹⁴⁵あるいは手権解放によって父権のもとにいなくなった者の

ことである。第1項:「奴隷^{セルウイ} servi」という呼称は、我々の命令権者

が敵を売却し、そしてそのことによって命^{セルウアレ}を保たせて servare、殺害
しないことを常とするところから生じた¹⁴⁶。第2項:「居住

者 incola」とは、いずれかの地域に自らの住所を置いている者である。
ギリシア人はこれをパロイコス πάροικος と呼称している。そして、
町に住んでいるという者のみが居住者なのではなく、いずれかの
町の領域内に土地 ager を有し、そこで住居におけるかのよう

¹⁴⁴ 前註32を参照。

¹⁴⁵ 家父の死亡を意味する。

¹⁴⁶ 学説彙纂第1巻第5章第4法文第2項(フロレンティヌス)に同旨の内容がある。

休息するという者も、居住者である。**第3項**：「公の負担 *munus publicum*¹⁴⁷」とは私人の義務であり、それによって個々の市民また市民の全体及びそれらに属する物にとっての特別の便益が、政務官の命令に基づいて達せられる。**第4項**：「外来人 *advena*」とは、ギリシア人がアポイコス ἄποικος と呼称するものである。**第5項**：一部の者の述べる^{デクリオネス}ところでは、「**参事会**員 *decuriones*」との呼び名は、はじめ植民市が建設されたときに、引き連れられてきた者たちの ^{デキマ・バルス}十分の *decima pars* が公の協議のために登録されるのを常としたことから生じたという。**第6項**：「^{ウルブス}都市 *urbs*」は^{ウルブス}鋤入れされた *urbus* ということに由来してそう呼ばれる。^{ウルバレ}鋤入れする *urbare* とは、鋤によって境界を画することである。またウアルスは、都市建設に用いられることが常である鋤の湾曲部分がウルブス *urbus* と呼ばれると述べる。**第7項**：「^{オッピドゥム}町 *oppidum*」は^{オプス}力 *ops* に由来してそう呼ばれるが、それはそこに属するもののために防壁が建設されるということからである¹⁴⁸。**第8項**：「^{テリトリウム}領有地 *territorium*」とは、諸都市の領域内の土地 *ager* 全体のことである。一部の者が述べる^{テレンディ}ところでは、この語はその場所の政務官がその領域内で威服させる

¹⁴⁷ *munus* という語の用法については第18法文を参照。

¹⁴⁸ フェストゥス『言葉の意味について』（前註3）201頁の *oppidum* の項では、「人々がそこで力を結集する *ibi homines opes suas conferunt*」という説明がされている。実質的に考えれば、本法文も類似の趣旨ではあろう。

terrendi、すなわち退ける権限を有することに由来する。**第9項**：「自身のもの suum」という語は、全体について示すのか部分について示すのか曖昧である。そしてそれゆえに、自身のものでない suum non esse と誓約する者は、自身の共有物でもないことを付け加えるべきである。

第240法文 パウルス 審理における勅裁録六巻第1巻

「婚姻が解消されれば嫁資は返還されること soluto matrimonio dotem reddi」という文言が離婚のみならず死別をも含むかが問われたとき、すなわちこの事例においても当事者がそう考えたのかどうか問われたとき、そう考えたと多くの者は判断し、他の一部の者はそうではないと見た。そしてそれを受けて皇帝は、この合意によるならば、いかなる事例でも夫に嫁資は留まることがないものと宣告した。

第241法文 クイントゥス・ムキウス・スカエウオラ 認識論単巻書

「掘削物及び伐採物 ruta caesa」に当たるのは、大地に留められていないもの及び建築や屋根葺きによる建造物に含まれないものである¹⁴⁹。

第242法文 ヤウォレヌス ラベオ遺作抄録第2巻

首項：帆柱 malus は船の一部であるが、帆 artemon はそうではない

¹⁴⁹ 地面から分離したこれらの物（前者は土砂や石の類、後者は切り倒された木の類）について、土地の売主のもとに留保されるか否かが問題とされる。

とラベオは述べる。大抵の船は帆柱なくしては役に立たないからというのであるが、それゆえに船の一部とされているわけである。それに対して帆は、船の一部というよりはむしろ付属品である。**第1項**：「張り出した *projectum*」と「差し込まれた *immissum*」との違いをラベオが述べるには、張り出したというのは露台や庇のように、どこにも支えられない形で進入することであり、それに対して差し込まれたというのは、梁や桁のように何かが差し込まれるといった、どこかに支えられる形で為されることである。**第2項**：屋根に葺かれた鉛は、建築物に属するとラベオは述べる。しかし、露天部 *hypaeathros* を覆うために置かれたものについては、その反対であるという¹⁵⁰。**第3項**：「^{ウイドゥア}独身女性 *vidua*」と呼称されるのは、かつて結婚していた女性のみならず、夫を持ったことのない女性でもであるとラベオは述べる。というのも^{ウイドゥア}独身女性 *vidua* という表現は、^{コル}理性 *cor* や ^{サニタス}正気 *sanitas* を欠いている者を ^{ウェコルス}乱心者 *vecors* あるいは ^{ウェサヌス}狂者 *vesanus* と表現するようなものだからである。それらと類似して、^{ドゥイタス}2人であること *duitas* を欠いている女性が^{ウイドゥア}独身女性 *vidua* と呼ばれるのである。**第4項**：何びとかの有する場所 *locus* に加工済みの板で舗装がされ、夏には取り外されて冬には取り付けられるという場合、それが永続的な使用に供されるものであるならば、建物に属す

¹⁵⁰ 露天部を覆うために置かれる鉛についてアルチャート（前註4）は、冬の寒さや雪からその場所を保護するために置かれ、夏には撤去されるものと説明する（col. 452）。第4項との関係が問題となりうるが、対象物の性質がそもそも異なることには留意すべきであろう。

るとラベオは述べる。そして、時に取り外されるということは重要ではない。

第243法文 スカエウォラ 法学大全第18巻

スカエウォラが解答した。常に受け入れられてきたのは、被解放自由人という呼称には当該遺言あるいは後続の何らかによって解放された者も含まれると解されるということである。ただし、死者の意思に反して請求されていることを被請求者が明らかに証明した場合は除く。

第244法文 ラベオ パウルス抄録論点集第4巻

何らかの刑罰 *poena* があるならば、罰金 *multa* がある。何らかの罰金があるならば、刑罰がある。パウルスによれば、このいずれも誤りである。というのもこれら2つの相違は、以下のことから明らかだからである。すなわち、刑罰については上訴が存在しない。というのは、刑罰が定められている悪事 *maleficium* について敗訴した者は、即座にそれを義務付けられるからである。そして罰金には上訴があり、義務付けられるのは上訴されなかった場合か上訴人が敗訴した後である。そしてそれは、判決することを許された者が判決した場合でも変わりはない。また以下のことから、これら2つの相違は明らかとなりうる。というのも刑罰は確定した個別の罪に属するものであるが、罰金はそれと異なる。というのは、どれだけのことを判決してよいかを法律で定められていない限り、どれだけのことを判決するかの権力が裁判担当者に属しているからである。

第245法文 ポンポニウス 書簡集第10巻

首項：石造りの台座に固定された彫像、鎖で繋がれあるいは壁に固定された絵画、またはランプが類似の方法で固定されているという場合、それらは建物の一部ではない。というのも、建物のために備えられた装飾によって、建物が構成されているわけではないからである。同じことをラベオも述べる。**第1項：**玄関口 *prothyrum* は、建物においてしばしば作られるものであるが¹⁵¹、建物の一部である。

第246法文 ポンポニウス 書簡集第16巻

首項：ラベオの論点集において、以下のように記述されている。提示する *exhibet* というのは、争われている何らかのものをその場に持ち出すことである。もちろん自らが出廷するということによって、争われている何らかのものをその場に持ち出しているとはいえるが、しかしながらそれを提示するとは言えない。口のきけない者、精神錯乱者または幼児を提示する者は、それをその場に持ち出しているとは見られえない。というのも、この類の者がその場にいと評価することは、適切ではありえないからである。**第1項：**回復する *restituit* というのは、物体のみならず、あらゆる物及び状況を元に戻すための給付を為すことである。そして回復は完全に法の解釈によるものである¹⁵²。

¹⁵¹ 底本のアパルトゥスでは、*iterum qui* という2つの語を *plerumque* と読み替えることが提案されており、この部分についてはそれに従う。

¹⁵² この法文全体につき、第22法文（ガイウス）も参照。